

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成30年3月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

# 平成30年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成30年3月7日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、11番伊藤裕一君。

[11番伊藤裕一君登壇]

○11番(伊藤裕一君) 皆様、おはようございます。11番、伊藤裕一でございます。

本日、初めの質問ということで、質問させていただきます。

1番目、市への遺贈・相続財産の寄附につきまして伺います。

超高齢社会を迎えた我が国は年間130万人の方がお亡くなりになる多死社会を迎えつつあります。かつて死後のことを考えることは縁起でもないという風潮が強かったですが、事前に準備を行うことで自分らしい葬儀が行えたり、トラブル防止にもつながることから、人生の終わりのあり方を考える終活を行う方が増加しています。

うち相続につきまして、死後に財産を慈善団体等に寄附をする遺贈をする方がいらっしゃいます。一昨年12月の第2つじが丘区民会館での空き家問題に関する意見交換会の席上では、住民の方から、「亡くなった後、自宅を牛久市に寄附できないか」との提案がございました。条件などの詳細は別途検討するとして、もし御本人や家族がお望みになり、市に遺産を寄附するという選択をされるのであれば、市が受け付け体制を整え、そのとうと思いを実現することが重要と考えるところでありますが、現状の受け付け体制、また寄附の実績があればお示しください。

○議長(板倉 香君) 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長(小林和夫君) まず、受け付け体制についてでございます。相続財産に限らず、一般的な目的のない土地、建物等の寄附の受け付け相談窓口は都市計画課となりますが、寄附

の目的が明確である場合はその担当課が相談窓口となります。

次に、寄附の実績についてでございますが、これまでに遺贈や相続財産の寄附を受け入れた実績はございません。一般的な土地、建物等の寄附につきましては、平成28年度に2件の相談がありましたが、2件とも寄附の受け入れはしておりません。平成29年度につきましては、これまでに6件の相談があり、2件の寄附を受け入れております。

また、ふるさと寄附を除いた現金による寄附につきましては、平成27年度に牛久駅東口駅前広場のモニュメント整備費用として1件で100万円、防災対策費として4件で103万9,833円、保健衛生費として1件で1万円の寄附をいただきました。平成28年度は、教育費に2件で305万円、平成29年度は教育費に1件で5万8,168円の寄附をいただいております。それぞれ目的が明確であったため各担当課で受け付けをしております。なお、目的が明確でない現金寄附につきましては、会計課で受け付けをしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 一般的な寄附も含めれば大変多くの寄附をいただいているということで、大変ありがたいお話でございます。聞き及ぶところでは、最近、区民会館の建設費として、こちらも一般的な寄附になるんですけれども高額な寄附をいただいたということで、大変社会貢献ということに対する関心が高まっているのかなとも感じるところでございます。

ただ、遺贈、相続財産の寄附ということは今のところ実績がないということで、広報体制の有無というのも関係してくるのかなと思います。

東京都町田市では、市ホームページ内に、町田市への遺贈、相続財産の寄附をお考えの方へと題したコーナーを設け、遺産寄附に関するリーフレットや相談先を掲載しており、こうした広報を充実していけば、より遺贈というところもふえてくるのかと感じているところでございますが、今後の広報についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市に対する相続財産の寄附の相談内容の多くは、相続した不動産が相続人にとってはただ所有しているだけで使用見込みのない不動産であること、処分したくても売却の見込みがないこと、固定資産税を初めとする維持経費がかかることなどから処分に困り相談をする場合がほとんどであります。

議員の御質問にありました町田市の例につきましては、亡くなられた方の遺言などにより、個人の土地や建物などの不動産を市に寄附をしようとする場合、不動産のまま寄附をするものではなく、相続人がみずから現金化し、あらかじめ市で定めた使い道を指定していただき寄附をしようとするものでございます。

現在、牛久市における現金による寄附につきましては、一般寄附、目的別寄附、ふるさと寄

附などがございますが、その大部分は町田市の場合と同様に使い道を指定したふるさと寄附によるものでありますので、市といたしましては今後ともふるさと寄附の積極的なPRに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） やはり不動産を寄附したいという御要望は、先ほど御答弁いただきましたように多いと思っております。相続財産の多くの部分を不動産が占めることから、やっぱりそのようになるのかなと思っております。

こちらの不動産の寄附に当たっては、おっしゃるように使用用途はどうするのか、管理費用、固定資産税減収の発生、売却するにしても家屋を解体して利益は出るのか等、検討すべき事項が多数ございます。

こちらは遺贈実績がないので、一般的な寄附も含めてということでございますが、不動産の寄附申し出があった場合は、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 不動産の寄附申し出の対応につきまして、お答えをいたします。

相続で土地や建物の物件を所有したものの、牛久市に住む予定もなく、市へ寄附したいという申し出に対する市の対応方針でございますが、まず庁内各部署に相談のあった物件につきまして活用すべき事業計画があるか確認を行います。その結果をもとに、庁内に設置されました土地建物取引等に関する審査会におきまして、最終的に寄附を受け入れるかどうかを審査し、申し出のあった物件につきまして活用する部署があれば寄附を受け入れ、活用する計画がなければ、議員の御質問にもありましたとおり管理費用等の問題もございまして、お断りすることとしております。

また、市が寄附を受け入れられない場合でも、とにかく物件を処分したいと相談されるケースもあることから、相談者の方に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部を御紹介しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 3点目といたしまして、専門家との連携でございます。

相続はさまざまな法律問題が絡んでまいります。例として、遺贈ということになりますと、これは一方的に寄附をしたいと意志を示すものでありますので、お亡くなりになった後、受け取り側に拒否される可能性が残るのに対し、死因贈与という事前に贈与契約を結ぶ方法もございまして。さらには、先ほど土地、建物等の場合はお断りする場合もあると御答弁いただきましたが、清算型遺言という不動産等については換金する方法もございまして、こちらは弁護士などの専門家を遺言執行者に定めまして、そうしたならば相続人である親族がおられない方も含め

まして現金にかえた上での寄附も可能になります。

以上を踏まえますと、寄附の相談に来た市民に、弁護士、司法書士を初めとした専門家を紹介するなど専門家との連携をとることが重要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の専門家との連携につきまして、お答えをいたします。

市への遺贈、または相続財産の寄附に関する相談者の方へ、弁護士や司法書士などの専門家を紹介するなどの連携につきましては、現在のところ考えておりません。

しかしながら、先ほども御答弁をさせていただきましたが、何とか処分をしたいという相談者の方には、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会牛久・竜ヶ崎支部を御紹介しているところ です。

また、空き家に対する相談につきましては、弁護士、司法書士と連携を図り、本年1月27日に無料相談会を実施したところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現在のところ連携はとられていないということですが、今後、司法書士、弁護士さんと連携をとっていくことはお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 今後の連携につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、土地、建物等につきまして、寄附の御相談というのはいただいているところでございます。また、遺贈とか相続につきまして、御相談等もまだ件数もこちらでもないような状況でございます。今後、そういったものがふえるような状況になれば、検討のほうはしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） それでは、今後に期待をしまして、次の質問に移らせていただきます。

きのうの秋山議員の質問とも重なる部分がございますが、市営住宅について質問をいたします。

この問題につきましては平成28年3月の定例会で質問をさせていただいた際、木造4住宅に退去が発生した場合の募集停止と順次取り壊し、市営猪子住宅への集約化方針が市長から示され、来年度予算案でも解体撤去費用1,570万円が盛り込まれるなど、同方針に従い進められてきたものと認識しております。

そこで、今までの取り壊し件数なども含めまして、進捗状況をお示してください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

新町、新山、落合、猪子住宅につきましては、昭和30年代前半に建築された木造の建物で、現状は老朽化等の著しい状態となっております。これら木造住宅の取り壊し件数は、平成28年度に猪子住宅3戸、平成29年度としては猪子住宅5戸、新町住宅3戸、落合住宅1戸、新山住宅3戸、計12戸となっており、昨年度と合わせますと取り壊し件数は合計で15戸ということとなっております。

平成24年3月に策定した牛久市市営住宅長寿命化計画における老朽性・居住水準・需要の判定基準により当該建物を判定した結果、老朽性では木造住宅の耐用年数30年を大きく超え、居住水準においてもトイレ水洗化が未整備に該当するとともに、3年間入居の応募者もない建物も多いことから、建てかえをする計画としております。

現在の進捗状況としましては、建てかえの方法については、議員の御質問のとおり4カ所の住宅を1カ所に集約して猪子住宅地内に建設する方向で検討を進めているところです。

また、来年度、4つの住宅の入居者の皆様に対しまして、住宅の建てかえを行う旨の説明を行い、建てかえに対する御理解をいただくことを考えているところでございます。

建てかえ予定地の変更に伴い、来年度予算に計上させていただいておりますが、建てかえ候補地の測量を行って、木造市営住宅再構築基本構想を策定し、あわせて牛久市市営住宅長寿命化計画の見直しを行い、茨城県と調整をしながら国の補助申請の手続きを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上が、現在の進捗と今後の予定でございます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 市営猪子住宅を見ましても、相当老朽化しておるといのは感じたところでございますので、災害のときのことなどを考えまして、建てかえを行っていただきたいと思っております。

先ほど、計画の見直しというお話がございましたが、現在の平成24年策定の牛久市市営住宅長寿命化計画ですと、木造4住宅の建てかえに際しては新しい土地の取得が予定されていたり、猪子への集約の記載がないなど、古くなってきた面もございます。先ほど2つの計画を立てると御答弁いただきましたが、その計画の具体的内容についてお示してください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、次期計画内容についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも御説明させていただきましたとおり、現在の牛久市市営住宅長寿命化計画も10カ年の計画のうち5年が経過し、現在の住宅整備方針とそごが生じていることから、来年度に内容を見直して、計画の変更の策定を行う予定でございます。



次期計画につきましては、茨城県住宅課と調整を図りながら、来年度策定を予定しております。木造市営住宅再構築基本構想及び牛久市市営住宅長寿命化計画の見直しの策定を進める中で決定してまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 計画の策定に当たりまして、他市の市営住宅マネジメント計画を参考に5点提案させていただきます。

きのうの御質問にもありましたが、民間の空き家や賃貸住宅を借り上げ、市営住宅として転賃する借り上げ型市営住宅が、市営住宅長寿命化計画にも掲載されています。こちらは、昨年10月施行改正住宅セーフティネット法に基づく準公営住宅として、国において具体化したところがございます。住宅オーナーに対する最大100万円の補助、また条件に合った方の最大月額4万円の家賃補助につきましては、国庫補助で行われるとのことでございます。きのうは、コストや効果を見きわめて導入を検討するというお話でございましたが、予定されている市営住宅建てかえ相当分の一部でも空き家を活用して行えば、建設費の削減につながり、空き家対策にもなる一石二鳥の制度であります。

さらに、市営住宅は所得制限があったり、独身者、市外の牛久に転居を予定している人は原則入居できないなど制限がございます。こうした空き家を活用して行っていけば、市の単独事業になるかとは思いますが、入居条件を緩和した定住促進型の住宅の設置も可能になるのではと考えるところでございますが、借り上げ型市営住宅についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの借り上げ市営住宅についてお答えさせていただきます。

市営住宅の建てかえに当たっては、市が所有する土地をまず有効活用するという考え方で進めているところでございます。借り上げ型市営住宅の活用につきまして、公営住宅法に基づく市内在住の低所得者の実態をまず把握することが必要かというふうに考えております。その上で、昨日も御説明させていただきましたが、コストや効果を検証してまいりたいというふうに考えております。さらに、住宅セーフティネット法に基づき、今後茨城県との協議を踏まえて、住宅の供給促進の方法について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次に、管理業務委託につきまして、公共施設というのは維持管理費も考えなければならないことは先日の秦野市の公共施設管理計画の視察を通じ感じたところでありますが、現状、市の直営で行われている市営住宅の管理業務をマンション管理会社等の民

間企業に、指定管理者あるいは業務委託の形で委託する考えはありませんか。見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの管理業務委託についてお答えさせていただきます。

市営住宅の維持管理費の外部委託は、行政のスリム化につながり、職員が不足する中、多くの業務をこなす上で検討に値するものとは考えております。

しかしながら、低所得者向けの公営住宅であることから収入も多く見込めない中、外部委託に係るコストについても考慮が必要であるというふうに思っております。

茨城県は住宅戸数も多く、広域的で直接管理することが難しいことから、指定管理者に管理委託をしているというふうに伺っております。

牛久市においては、住宅戸数も少なく、かつ入居されている方との直接的なコミュニケーションなどを大切にしたいと考えておりますので、現時点では管理業務を委託することは考えておりません。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 私の認識だと、逆に密集しているほうが民間企業も手を挙げやすいのかなと考えていたので、ぜひコストを行政がやった場合と民間に委託した場合とを比較しながら検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

ポイント方式ですが、市営住宅が更新され新築となると人気が高まることも想定されますので、募集方式をぜひ公平にやっていかなければならないと思っております。現在は前山住宅のみ、住宅の困り度合いに応じたポイントの高さで入居者を決定するポイント制で決定しておりますが、ほかは全て抽せん制となっております。真に必要な方の入居を実現するため、ポイント方式のさらなる拡大についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ポイント方式についてお答えさせていただきます。

入居者選定におけるポイント方式の活用についてですが、現在は先ほど議員からもお話がありました、入居者選定の方法は牛久市市営住宅条例第4条の方法により入居者の公募を行い、第6条に規定の審査項目に基づく入居者の申請を行って決定することとしております。

入居の申し込み数が住宅戸数を超える場合は、条例第9条の規定に基づき、当該者の中から抽せんして選定する方式を採用しております。

一方、ポイント方式は、抽せんによらず、書類審査や実態調査に基づき、住宅に困っている度合いの高い世帯から順に入居者を決定する方式となっております。

今後、木造住宅の建てかえも予定していることから、前山住宅の例も踏まえ、新築住宅への

入居募集にポイント方式を採用するか否かについて、庁内で調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次に、団地内での世代の多様性を保ち、また入居機会をふやすため、主に子育て世代を対象とし、10年程度の入居を想定した定期借家契約を一部活用すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

定期借家契約につきましては、現在の賃貸借契約上は、貸主がその建物を自己使用する理由など正当な事由が存在しない限り、大家さんからの契約更新拒絶がしにくい契約というふうになっております。定期借家契約は、契約で定めた期間の満了により、契約の更新がされることなく確定的に契約が終了する制度となっております。

市営住宅の建設目的は、住宅に困窮する低所得者の方々に対して低廉な住宅を供給し、社会福祉の増進等に寄与することを目的としていることから、入居契約において入居期間の記載は求めておりません。住宅からの撤退要件としては、入居者の都合または入居条件となっている収入額を超過した場合というふうになっております。

市営住宅の建設目的が福祉を目的としているものであることから、定期借家制度のように契約期間を定めて期間満了時に確定的に契約を終了するような制度の適用は向いていないものというふうに考えております。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 困っている人を追い出すようなことがあってはいけないというのは、全くそのとおりだと思っております。

先ほど、収入が上がったら退去ということもおっしゃいましたが、その把握については毎年行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 収入等につきましても、毎年申告がされておりますので、そういったものの内容を確認して入居者の方の収入を把握はしております。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） この質問の最後で、高層化についてです。

2年前の一般質問では、建てかえは木造平屋とのことでありましたが、改めて質問させていただきます。

現在の長寿命化計画によれば、建てかえ団地の実施方針として木造平屋住宅及び中層住宅R

C 8 4 戸を整備するとあり、全て平屋となると次期計画での変更が必要になってくるかと考えられます。

また、平屋は屋根が多く必要になることから坪単価が高くなってしまいますので、一部は中層住宅にして、高齢者には優先的に1階に入居していただくかエレベーターを設置するという考えもあるのかと私は考えます。それにより、余剰土地については売却したり防災公園等への活用も可能になりますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの高層化についてお答えさせていただきます。

先ほどの御質問でもお答えさせていただきましたが、木造住宅の建てかえに向けて、来年度、木造市営住宅再構築基本構想を策定する予定としております。その中で、住宅の建築方法として、平屋がよいのか、高層化がよいのか、経済性や入居者の方の利用勝手などを含めまして検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） それでは、今後検討を進めていただくことにつきまして、次の質問に移らせていただきます。

御承知のとおり、本市はワインの街うしくを目指し、山梨県甲州市と連携した牛久シャトーの日本遺産認定に向けた申請を行っているところでございます。昨年12月には、お隣つくば市が構造改革特区の一つであるワイン・フルーツ酒特区の認定を受けたとの報道がございました。私は、関東若手市議会議員の会という団体のこのテーマに関する研修を受けたことがあるのですが、私はつくば市役所で受講いたしまして、特区認定によって、通常は6キロリットルとされている酒類の最低製造数量基準が2キロリットルに緩和され、ワインを初めブルーベリー、リンゴ、梨やスイカなど地域の特産物を原料とした果実酒の製造が小規模施設でも可能になったとのことでございます。その際、つくば市の担当課職員からは、つくば市さらには牛久市も含めた県南地域を挙げてワインのまちづくりを進めていきたいとの頼もしい言葉もございました。

本市におきましても、牛久産ブドウを使用したワイン「レガーム」がうしくグリーンファームより発売されており、先ほど述べましたような各種フルーツ類の生産も盛んであります。真の牛久産ワイン、フルーツ酒製造を目指し、さらには新規就農の呼び込みなどの波及効果にも期待して、牛久市でもワイン・フルーツ酒特区の申請を行ってはどうでしょうか。あるいは、特区認定されたつくば市のワイナリーで委託醸造を行ってはいかがかと考えるのですが、ワイン特区の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 御質問にお答えいたします。

国の規制が企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げているような場合、地域を限定して規制緩和を行い、地域を活性化することを目的として構造改革特区は創設されており、議員御提案のワイン特区もその一つでございます。

構造改革特区制度は、民間事業者または地方公共団体が国に規制の特例措置の提案を行い、その後地方公共団体が特例を活用した事業に関する特区計画を作成し、国に認定申請を行います。国の認定を受け、事業を開始した後は、国の評価・調査委員会が事業の評価を行い、検証を行うこととされています。このため、認定後一定期間のうちに事業を開始できることが必須となります。

昨年末につくば市が市内の複数の生産者からの要望を受け、ワイン特区の認定を受けたことは記憶に新しいところでございます。

ワイン特区は、大きく2つに分けられます。1つ目が、ワインの製造免許の要件として、通常は年間6,000リットルとされる最低製造数量基準を2,000リットルに緩和するもの、もう一つは製造量の下限を撤廃して生産者が経営する民宿やレストランのみに提供する、いわゆるハウスワイン特区です。どちらも当該地域で生産された果実の利用を義務づけており、ブドウの栽培が盛んな山梨県や長野県では従来の免許要件では最低製造数量基準に達しない小規模農家がこの制度の恩恵を受けているようです。

当市の状況を申し上げますと、生産者の多くは野菜を出荷しており、県内でも決して果樹栽培が盛んな地域ではございません。果樹栽培農家は、リンゴが1軒、梨が数軒、ブルーベリーが2軒、ブドウもわずかと少数で、新規に参入される生産者も見込めない状況でございます。中でもワイン用ブドウを栽培しているのは牛久シャトーを除けば、うしくグリーンファーム以外はございません。

同社のブドウ栽培は、日本初のワイナリーを擁する牛久市の「ワインの街 牛久」というかつてのイメージの復活と、世界的にワインで有名なイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市との友好都市締結を契機として開始され、そのシンボリックな部分を担っていると考えます。これまで毎年1,000本から1,500本を醸造して、毎回完売しております。名称のレガールは、イタリア語できずなという意味です。この商品名には、醸造委託先の檜山酒造のある姉妹都市常陸太田市と、先ほど述べました友好都市のグレーヴェ・イン・キアンティ市との交流が末永く続くようにとの願いが込められております。

つくば市のワイナリーに醸造を委託するとの御提案ですが、以上のようなレガール誕生の趣旨を鑑み、現在は考えておりません。

うしくグリーンファームは、大根とジャガイモを生産活動の柱にしており、ブドウ栽培は生

産軌道に乗っているとは言えず、気象の変化やそれに伴う病気への対応が難しいことから、毎年収穫するまで苦勞が絶えないとのこと。

ワインについては利幅が大変薄いことから、同社としてはこのワイン、レガメを市のイメージ向上に寄与するためのシンボリックな商品と位置づけ、生産を継続しているのが実情でございます。そのため、同社、グリーンファームでは、今後ブドウの栽培面積を拡大してワインを増産する計画は予定しておらず、現状の10アールを維持していく考えでございます。この規模ではワイン特区の最低製造数量基準2,000リットルには満たず、飲食を提供するような宿泊施設やレストランの経営等は現時点では想定しておりませんので、ハウスワイン特区についても検討のできる状況にありません。

幸いにも、当市は寒暖の差が小さく穏やかな気候で、地形も起伏が少ないという恵まれた自然環境にあり、多種多様な農産物が生産できる地域です。一方、ブドウ栽培に適した条件とされるのが、寒暖の差が大きく風通しや水はけのよい丘陵地ということを見ると、当市で大規模なブドウ栽培を生産者が希望する状況は想定できないと存じます。

以上のことから、現時点ではワイン特区を当市が申請する状況にはないと考えます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、当市にとってワインは特別なものであることから、今後果実の栽培やワイン醸造の状況に大きな変化があった場合には特区申請を視野に入れることも検討してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現在は考えておられないということで御答弁をいただきまして、再質問しようと思っていたどぶろく特区というものがあるんですが、こちらはその場でレストランとかで飲むというのを想定しているんですけども、こちらのハウスワイン特区とどぶろく特区というのは同じものという認識でよろしいのか、御答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 同じように酒税法の特例の一つではあるんですけども、どぶろく特区とワインのほうの特区については別のものがございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 現在のところ考えていないということですが、本市は東京から50キロメートルの近さにある大変恵まれた立地条件でございます。今後、観光農業を振興していくことも含めまして、積極的にチャレンジしていただきたいということを申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で11番、伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時51分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。民進党です。いつも滑舌が悪くて済みません。言い直します。民進党の黒木のぶ子です。

ついせんだって、国のほうには民進党という党はありますけれども、茨城県におきまして、茨城県民フォーラムを立ち上げたということでありまして、やはり茨城は茨城の政策をしようということで、民進党の各地でそのような地域政党が立ち上がっております。本当に皆さん、民進党があつて、それでいて茨城県民フォーラムと、ちょっと複雑で理解しがたいと思いますけれども、今申し上げましたようにその地域、地域の政策ということでありまして、綱領については民進党の綱領のとおり、常に納税者の立場、働く者の立場、そういうことがたくさんある中での理念を掲げながら政治活動をしていくというような考えでありますので、どうぞよろしく願ひいたします。

通告に従ひまして、順次質問をしたいと思ひます。

まず、最初の質問といたしまして、市職員の視察研修についてであります。

現在、日本が置かれております社会経済情勢は、非正規雇用の社員も4割にも達し、出生数については平成29年度比で3万6,000人も少ない94万1,000人、もう100万人を切ったということでありまして。

また、日銀の出口の見えない異次元金融緩和政策、その結果、せんだって財務省の報告ですと日本の借金は1,223兆円というような膨大な借金を抱えることになっております。その結果、日銀は今、前にも進めないし、後ろにも出ることができない進退両難に陥っているというような状況であると言われております。

そういう中で、我々地方自治体は、結構国のほうの補助金とか、あとは皆さんの税収におもねるところがありますが、今後も予測ができない社会環境等の変化や複雑高度化する行政ニーズや住民ニーズに対応するためには、市職員も職務の資質向上をさらに高める必要があります。

それにはやはり先進自治体の先進事例や有益な情報収集などでスキルアップを図ることが、より良質な市民サービスにつながると考えられます。市職員の視察研修の現状と今後についてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 研修についての御質問ですが、現在当市では視察を研修としては実施はしていません。視察につきましては、各課等におきまして、必要に応じて所管事務の一部として実施しておりますので、市全体の視察の実施件数は把握はしていません。

しかしながら、先進地から学ぶことが有効であることは十分認識しておりますので、今後とも文書やインターネット等を使った調査のほか、必要に応じて先進地に伺って生の声を聞くといった視察を継続してまいりたいと考えております。

また、視察研修とは少し異なりますが、今年度は新たな職員研修の一環といたしまして、青少年育成牛久市民会議主催で、小学生を対象にいたしました2泊3日のふれあいキャンプに新規採用職員の中から希望者4名が参加をしております。現場で市民と一緒に仕事をすることで、状況に応じて自分の役割を発見し、自主的に動いて課題を解決する心を養ってほしいとの思いからこの研修を実施いたしました。今後も目的を持ち、新たな研修なども取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいまの部長の答弁ですと、基本的には研修という形態はとっていないということでもありますけれども、所管においては、必要であればその都度研修等をしておるといような答弁でありましたけれども、なぜ視察研修が職員に必要であるかといえば、職員はさまざまな事業に取り組みなければならない執行実務を担う立場から、一つ一つの事業について効率性を考え、予算を考え、詳細な材料を使うようなことであればその詳細な材料の選定まで考えなければならないような、そういう事業などをたくさん執行する立場であります。

こういう中におきまして、一から始めるより、その事業や制度等の案件に対し先駆的に取り組んでいる先進事例の手本となるような、あるいは先駆的に取り組んでいるということであるならば、やはりその自治体に行き視察研修することが一番よいのかと考えられます。これは、時間や労力が節約されるというふうな考えからであります。

いろいろ先進地を参考にすることで、よりよいものができ上がるものと考えられますし、加えて言うならば、よくコロブスの卵を例にとりて私は市民の人たちに説明するときがあるんですが、発想の転換や何かを生み出す最初の一步はなかなか困難ですが、先進事例を参考にしたりお手本にすることは簡単で、参考にし、そしてまたその参考にしたものに対してブラッシュアップすることで、その結果、より市民ニーズに対しの確によいものをサービスとして提供することができるかと思われま。

また、市職員は、先ほど部長が言いましたけれども、各所管を配転などによりましていろいろな重層的な知識に加え、視察や研修により新たなアイデアが生まれるものと考えられるから



です。例えば、市民クラブが昨年10月に町なかの活性化について視察研修を青森県のむつ市に行きました折に、大変感銘とカルチャーショックを受けました。テーブルの上にあったこの封筒です。しっかりと、「歓迎、牛久市議会様」というように、お見えになりますか。このような、今まで長い間、それこそ20年近く視察研修をしてきたんですけれども、このように議会の封書に大きく市のモニュメントと、あとこれはむつ市の旗ですね。そういうものを掲げてくださって歓迎ということをやっていたということと、あとテーブルにはのぼりを立てていただいたという、本当にそこに行かなければこういう研修というのはできなかったわけです。だから、そういう細かいことをするためには、今申し上げましたように実際行ってみるというのも必要です。実際に行くということは、そこで、先ほど申しましたように、市の職員は重層的な知識を持っているわけですから、その1つの案件で視察に行きましても、やはり目を凝らしていろいろ見てみますと、そのほかのこともさまざまなことが学べるかと思うわけです。

先ほど部長のほうからも、今はインターネットでほとんどの情報は集めることができるということですが、本当に今申し上げたように、必要な情報がインターネットだけでは集まらないわけですね。やはりそこに行って、繰り返しになりますけれども、初めてさまざまなことが学習できると思いますし、また職員等が例えば名刺交換なんかをやった場合に、そうしたときに人的ネットワークというのも広範囲にネットワークができるというふうにも思いますし、そのネットワークが形成されますと、その後も有意義な情報の交換ができたりいたしますし、人的ネットの結果、得がたい職員の資質向上、表には出ないような、全てやはり経験というのは一つの学びということでもありますので、そういう形にあらわれないような学びが、市の職員が視察研修で行くことで得られるものと思います。

昔からありますように百聞は一見にしかずというようなこともありますので、ぜひ定期的に、今度はどこの所管が行くとか、こういう目的でというふうに考えていただければいいのかなと思います。そういうことについては全く今、部長のほうから答弁があったように、必要な所管だけが行くという、そういうものも今後ずっと貫き通していくというような考えを固定していくのかどうかということです。お聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、人的ネットワークの構築、また書面でわからない苦労話など、フェース・ツー・フェースでしか得られない情報もあるという点からも、視察の重要性は認識しております。

また、視察のもならず、他市町村職員とともに受講する自治研修主催の研修や市町村アカデミーなどの研修においても、人的ネットワークの構築に資する研修が多数ございます。そのような研修等も活用し、そして職員が有益な人的ネットワークを構成できるよう計画的な研修の

実施を行ってまいります。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 具体的に市長のほうから答弁をいただきましたけれども、やるとも、ただ必要性は認めているというふうなことであります。その辺につきましては、やはり一番、やるかやらないかというのは市長が担っているし、市長の一言で何ともなるものかと考えているところですが、今の一般質問を今後の参考にしていただきまして、職員の方々が視察研修に行った場合、さまざまな情報を、行ってきたようなときには私ども議会にその情報を共有できるというような、そのような場があればいいなと考えております。

引き続き、職員に対するインセンティブについてであります。牛久市では職員の仕事に対し、意欲と学びの機会をどのように捉えているのでしょうか。よく使われます「組織は人なり」という言葉がありますが、有能な職員を採用し、さらにスキルアップをさせるために学びの場を、民間企業でも各自治体でもさまざまな形で実施しているのが現実であります。

先ほどのむつ市ですが、むつ市は人口5万9,269人ですが、国交省の都市局や運輸局、そして弘前大学などへ実務研修や派遣を10名もいたしております。

この茨城県におきましても、県職員のやる気を喚起するためのインセンティブについていろいろ実施しており、研修機会の提供は言うに及ばず、目標チャレンジ制度という毎年度重点的に取り組む目標をつくり、各部課署の組織が一体となり、成果を上げることで手当の加算をしたり、また同様にアイデアオリンピックも業務に対する意欲を喚起させるためのインセンティブとして実施されております。

このことから、牛久市でも一人一人の職員にさまざまな学びの場の提供やインセンティブによる自発的な学びでさらなるスキルアップを図っていく必要があると考えますが、先ほど余り前向きな答弁をいただかなかったけれども、とりあえず御所見をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 地方公共団体のインセンティブ・システムの構築でございますが、民間企業と比較いたしますと付与することができるインセンティブという点では制約が多くなっていると、財政的制約や組織のスリム化への社会的な要請などから、その付与をすることは難しいものと考えております。

ただし、このような状況の中で、インセンティブ・システムとしましては、市の場合人事評価制度の活用などが考えられます。地方公務員法の改正によりまして、人事評価結果を任用・給与・分限・人材育成などに活用することが求められております。

人事評価では、能力や仕事ぶりを評価いたしまして、それを被評価者にフィードバックすることによりまして職員の能力開発を促すとされる育成の論理と、昇給・昇格や勤勉手当に差を

つけて職員にインセンティブを与え、人件費を効率的に配分するとされる選抜の論理があるとされております。

この人事評価の有効活用とあわせて、今年度より実施を始めました職員提案制度などを活用いたしまして、職員のインセンティブ、動機づけを高めてまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいまの部長の答弁に対して、お言葉で申しわけございませんが、県は同じ立場で地方公務員であると思うんですけども、そういう中で今申しあげましたような研修はもちろんのこと、さまざまな職員のやる気のためのインセンティブをやっております。牛久市の場合は任用でそれを補っているというようなことでありますけれども、やはりこういう時代において、それぞれ能力は持っておりますも、さらにやはり個性のある地域、今地方分権なんか言われておまして、さまざまな地域で個性のあるまちをつくろうとか、個性のある人が集まるような地域性を考えようというようなことに関しましても、先ほど申しあげたように、そこに行かなければならない、わからないというか、行って初めて知ったり見たりというようなことができるわけですから、そういうものについて、任用だけでその辺を補うというのは、今どき民間でなくても、公務員であっても、やはり必要であると思います。再度、その辺につきまして質問したいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 県と同様に、市も地方公務員でございます。牛久市におきましても、研修制度は、実際にはたくさん受けておまして、職員の内部の研修制度、こちらにはこととして160名受講しておりますし、県で実際に研修を企画しております自治研修、こちらのほうにも52名参加をしております。その他、民間の企業で企画しております研修制度にも職員の希望をとって受講させたりしておりますので、そういう意味では、牛久市におきましても研修制度を広く職員に広報しまして、受講していただいている状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に、県のほうのやる気を喚起させるためのインセンティブということで、いろんなちょっと一部しか言っていないんですけども、各部課署の組織が一体となって成果を上げることで手当、要するに御褒美ですよ。それを加算したり、同様にアイデアオリンピック、こういうものが今地方のやはり自治体にも必要になってくるといふふうに考えるわけです。そうしないと、やはり横並びの状況ですと、全然牛久というものが輝いた地域にもなりませんし、ぬきんでて個性ある牛久というような形、まさにベッドタウンだからそれでいいんだと言えればそれだけでも、さっき申しあげたように地方分権がさらに進んでいきますと、そういう努力をしないと本当にガラパゴスになるというような、そういう識者の考え方

が多々出ているわけです。だから、やはりみんながやる気、それこそ一人一人の能力というのは本当に際限ないわけです。その能力を引き出すためには、いろんなことをやりながら、民間がやっていることをまねするというのも一つの方法であるというふうに思うわけで、何もたかさんのお金を予算化しろということではありません。今から予算の問題で質問をすると、それもきつと同じような答弁になってくるとは思いますけれども、やはり必要なものは慎重に考えて、牛久市というのはベッドタウンでありますけれども、みんな高齢になって2025年には団塊の世代が75歳以上になりますと、納税者も少なくなり、そしてまたどんどん、市自体が、今の現状ですと微増ではありますけれども何とかふえています。

しかしながら今後、やはり長期にわたる展望の中でどういうふうな状況が起こってくるかわかりません。先ほど申し上げましたように日銀、あれだけたかさんの国債を出しているわけですから、デフォルトになって皆さんが本当に日々困るようになったときに、それでも市としては、市の役割、サービス、弱者が発生したときには弱者救済、そういうものをやっていかなければならない。そういうときに、やはり重層的な知識とか重層的な経験を持っていることですぐに対応できるというふうに考えるわけです。その答弁を、じゃあいただきます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 先ほど、最初の答弁でお話をさせていただきましたけれども、その一例といたしまして、今年度より職員の提案制度、こちらのほうを、昨年になりますけれども実施をいたしまして、職員からはたかさんの提案をいただいております。

その中に、例で申しますと、市役所の横にあります近隣公園、こちらに今職員が手づくりで子供の水の遊び場をつくって、これは新聞会社のほうにも報道でも取り上げていただきましたけれども、そういった職員のやる気を促すような施策も、これからどんどん職員に周知して展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） やっと前向きな、そして発展的な答弁がいただきましたけれども、やはりそういうふうに、いろいろ今後それこそ光輝く牛久を皆さんの重層的な知識、私なんか一生懸命勉強したはずなんだけれども、やはりこの間も結速農業委員会事務局長からいろいろ農地法のことを聞いたりしましたけれども、本当に聞けば聞くほど、本当に知識不足だし、もうわからないことばかりだなというふうに思っておりますので、方向性につきましては我々は提言だけで、あと細かいことは皆さんが市民サービスをより豊かに、そしてよりよいサービスをしていただかなければならないので、研修というふうになるわけですね。

それでは、市職員の視察研修や派遣につきましても、インセンティブにつきましても、予算が必要となります。これから地域を活性化させ元気にするには、海外視察も範疇に入れてのグ

ローバルな視点での予算化について、どのような考えなのかあわせてお聞かせ願えればと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 職員の海外視察研修につきましては、財政的な負担も大きいことから市単独では現在実施しておりません。ただし、これまで公益財団法人茨城県市町村振興協会の実施いたします市町村職員海外派遣研修に、平成25年度から平成27年度までの各年度で1名ずつ、合計3名を海外に派遣しております。今後もこのような派遣研修の積極的な活用を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、つい1月にイタリアに行ってきました。その前はフランスとかに行ったり、トルコに行ったりしているんですけども、その都度やはり、いろんな行政の参考になるようなことがあります。

例えば、イタリアではインフラ整備。日本では道路の両面に側溝をつくっておりますけれども、イタリアには真ん中に側溝があったりとか、あとは信号がほとんどない。そういう形で、じゃあ横断歩道の歩行者をどうするのかということ、皆さんやはり道交法の教育が行き届いているせいか、ちゃんと、渡ろうとすると車はとまってくれるというような現状であったりと。

来年、国体が開かれますけれども、ごみ箱は、逆にごみ箱に入れたごみが飛び散って汚くなるというような観点から今はほとんど町なかのごみ箱というのは撤去されておりますが、絶対外に出ないような、飛び散らないような、そういう物理的なごみ箱があったりします。

そういうものを一つ見てきましても、私がそれだけ感じたわけですから、先ほどから申していますように、いろんな知識を持っている職員の方たちが海外に視察研修することで、本当にたくさん得るところがあるというふうに思いますし、何も大名旅行でたくさんのお金を使わなくたって、視察研修等は目と足さえあれば、あとは現地まで運んでいってくれるということで、毎年二、三十万円の予算化というのは、先ほど申しましたように財政が困窮する中で大変だというほどの予算ではないと考えているところです。

いろいろ本当に、これから、いつも前のときにも自転車を公用車にしろと言ったときに皆さんがわあっと笑ったんですけども、今まさに時代はそういうふうになって、今度は土浦なんかもサイクリングロードに肝をいれて、サイクリングロードの整備に力を入れるとか、国のほうも自転車推奨という法令もできております。やはり物事というのは先駆けてやらないと、牛久市にいっぱい視察者が来て困るんだというふうな輝きには、実際にはなっていないというふうに考えています。

続きまして、大きな2番の来年開催されます茨城国体についてお尋ねいたします。

第74回国民体育大会と第19回全国障害者スポーツ大会が、この茨城県で開催されます。現在、さまざまな種目を各市町村で分担し合いながらの実施になるから、それぞれ開催地では準備を進めていると考えます。

しかしながら、平成28年度の県政世論調査によりますと、茨城国体の認知度の内容が出ております。その内容を申し上げますと、「国体も茨城県での開催も知らない」と言っているとの回答が41.6%であり、「国体は知っているが茨城県での開催は知らない」との回答も41.3%と半数に満たない状況ということから、牛久市も開催地となっておりますことからさまざまな準備がありますが、まず大切なのは市民意識の醸成かと思われませんが、広報活動についてはどのように行っているかお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 市民意識の醸成としての広報活動についてという御質問にお答え申し上げます。

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」は来年、平成31年9月28日から10月8日までの11日間、県内各市町村を会場として開催されることが決定されております。

御存じのとおり、牛久市では空手道競技が平成31年9月28日から30日までの3日間、そして軟式野球競技が10月4日と5日の2日間、いずれも牛久運動公園を会場に開催され、全国各地から選手、大会関係者はもとよりたくさんのお客様が本市を訪れることとなります。

今回大会につきましては、昭和49年「水と緑のまごころ国体」として茨城県が初めて開催をした大会から、実に45年ぶりに今開催されるということでございます。牛久市といたしましても、万全の準備をして大会の開催を迎えたいと考えておりますので、議員の皆様にはぜひ御協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

さて、開催地としての市民意識の醸成のための広報活動でございますが、平成29年度、先ほど議員からもございましたが、県政世論調査における国体の認知度は、「国体が茨城県で開催されることを知っている」という割合、こちらは県全体で54.6%、平成29年度ですね。決して高い認知度ではございません。

牛久市では、平成29年3月23日に「いきいき茨城ゆめ国体牛久市広報基本計画」が策定されております。この計画は、市民一人一人の参加意識を高めるために、さまざまな媒体や各種イベント等の機会を通じて、効果的かつ積極的な広報啓発活動を行うとともに、牛久市の魅力を広く全国に発信することを目的としております。

うしく鯉まつりやかっぱ祭りなど、多くの市民が参加するイベントでの広報活動やオリジナルポロシャツ等の販売による啓発のほか、今後は各行政区へ出向きオリジナルボールペンや缶バッジ等の啓発物品の配布、また本市開催競技である空手道競技につきましては、茨城県競

技団体と協力し、模範演技などを主としたイベントの開催など、集まった地域の方々へ競技内容の説明を行うなど、認知度アップに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、広報うしくくに国体特集記事の掲載やリーフレット等の全戸配布、FMうしくうれしく放送を通じての積極的なPR活動、現在開設しております牛久市実行委員会のフェイスブックページでの広報活動の紹介や競技ルール、試合方法の紹介などをすることで、半世紀に一度の国体開催の機運を盛り上げていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいまの部長の答弁で、万全を期してその準備に当たっているということでもありますし、広報におきましては全ての媒体を使ってやるというような、そういう心構えがあるので、何も質問はないんですけれども、次に質問させていただきたいと思いません。

次に、さまざまな役割でのボランティアの確保についてであります。大きなイベントを開催するには、中心的存在となり、成功の一翼を担うというのもボランティアの方々です。受付や案内、また環境美化などの運営関係のボランティアや、会場だけではなく、かなりそうした多くのボランティアの方々に協力していただかねばならないこととなりますが、ボランティアの現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 各種ボランティアの現状ということで、御質問にお答えさせていただきます。

大会ボランティアにつきましては、本大会はもちろんでございますが、ことし開催を予定しておりますリハーサル大会も含め、会場内外での大会運営を支え、全国から参加する監督、選手を初め、一般観覧者を含めた大会に携わる全ての人々を温かくおもてなしをする重要な役割を担っている、そういう役割を持っているわけでございます。

本市でのボランティアの確保につきましては、いきいき茨城ゆめ国体牛久市大会運営ボランティア募集要項というもの策定いたしまして、この要項に基づき、本年4月2日の月曜日から来年2019年3月29日金曜日までの期間において募集を行ってまいりたいと考えているところでございます。

ボランティアの主な活動内容でございますが、会場における来場者の受付や資料配布、会場内外での来場者の誘導、案内、環境美化などを想定しているところであります。

必要人数等につきましては、現時点で具体的にどういうものに何名というところまでの想定はできておりませんが、今年度ですが、えひめ国体が開催されておりましたが、愛媛県の四国

中央市は、空手道の開催を行った自治体でございます。約100名の一般ボランティアの方々が活躍しており、他の係と識別できるよう色分けをしたウェアを着用し、期間中会場内外で国体の運営を支えており、大会成功の大きな役割を担っておりました。

特に、東京オリンピックの正式競技となった空手道競技の開催期間中は、全国各地から約1万7,000人ものが来場者があったという報告がありまして、来場者一人一人に対して温かい気持ちで出迎えていたという印象がございます。

募集の方法になりますが、市民向けといたしましては、市内公共施設へのポスター掲示、登録申込書の設置、そして行政区への周知、広報うしくを初めとする各メディア等の活用を考えており、人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、市内の高校にも積極的な参加を働きかけ、半世紀に一度という大イベントに参加する機会を子供たちに提供できればなというふうにも考えているところでございます。

御登録をいただきました皆様に対しましては、接遇に対する研修会などを開催させていただきまして、全国から訪れる全てのお客様に対して、再度牛久市を訪れていただけるよう牛久市ならではの心のこもったおもてなしでお迎えできるよう、体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、答弁の中では、ボランティアの育成、要するにいろんなことということは今述べられておりませんでしたけれども、多分に先ほどしっかりとした準備をしているとのことですので、その辺の育成につきましてはどのようになっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ボランティアの育成はというふうになっているかということでございます。

これから募集をかけるということでございますので、具体的にこういうことをするということまでまだ決定しているわけではございませんが、国体というような半世紀に一度というイベントでして、どの開催自治体もほとんどの方が初めてということで、先催地の経験というもの何年も前から共有するという機会を持っていますので、そういうところで知り得た情報、収集した情報などを生かして、というふうな形で研修等をするのが一番おもてなしに向くかといったところに視点を置きまして、研修の項目等についてこれから検討、策定をしていければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、まだボランティアが集まっていない中で研修というのは早いか



もしませんが、先ほど申し上げましたように、この大きなイベントというのは、構成する人たちのやっぱり言葉、態度、そういうものが成功、不成功になるということもありますので、やはり募集して集まった人数により順次育成されていくと思うんですが、その辺につきましても、しっかりとそつがないように教育していただければと思います。

続きまして、国体の開催に当たり重要なのは、ボランティアの人数の確保とともに資金集めも大切であると考えられますが、企業からの協賛金や個人からの募金についての考え方や取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 企業協賛や個人募金等の実施についてということでお答え申し上げます。

企業及び個人からの協賛につきましては、牛久市国体協賛取扱要項を策定いたしまして、さまざまな団体、企業、個人からの協力を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

協賛の内容といたしましては、協賛金のほか、企業名が入る歓迎のぼり旗や花いっぱい運動用のプリンター、エコバックなど、数多くの啓発物品を現在考えておりまして、全国から訪れる選手や関係者の方々に歓迎の気持ちを市民や企業が一体となってお伝えをしたいと考えているところでございます。

先開地の例といたしまして、協賛をいただきましたのぼり旗などは、競技会場へ続く沿道への設置はもちろんのこと、市内のさまざまな業種、店舗での掲出設置、公共施設等での設置などに使用されておりました。また、エコバックやオリジナルティッシュ、ボールペンなどは各種イベントなどでの配布を通じて国体開催啓発活動の一翼を担っており、国体に対する市民意識の醸成に役立っていたものと考えております。

私も、視察に行った際にいろいろといただいて帰ってきました、こういうものをちゃんとお配りしているんだなというふうに感じたところでございます。

今後は、牛久市商工会や牛久市観光協会などとも協力し、市内の各企業や団体への協賛の依頼を積極的に行い、牛久市全体での国体開催に向けた機運醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） やはり部長も、えひめ国体に、現地に出向いていろいろ細かいことを取得してきたというか、学んできたというか、研修してきたというか、そういう状況の中で、本当に来年開催されます牛久におきまして、しっかりと、皆さんが先ほどののぼり旗を沿道にずっと立てるんだというような今提案がありましたけれども、そういうことを、先ほどの

むつ市ではないんですけれども、やはり歓迎をしているというのは、形になるものもあれば言葉とか態度とか、一つ一つそういうものがやはり牛久市を訪れる選手、それに関係者なんかも、やはり牛久はいいところだから住みたいとかいうようになるような、そういうふうなやはり結果までなっていけば幸いかなとは考えているところですが、企業の協賛金とか個人献金は、およそどのぐらい集めたいとかそういうものはあるんですか。その辺について、もしありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 協賛金等の目標ということなんですが、正直申し上げますと1円でも多くいただきたいというのが実情でございます、とにかくいろいろとお声がけさせていただきたい。ちなみに、毎年実施しておりますシティマラソン、こちらも協賛等をいただいているんですが、大体シティマラソンですと全体で100万円ほど協賛金としてはいただいているというのがありますので、国体となればそれよりも規模が大きいということもありますので、最低でもそれ以上を何とか確保というか、協賛をいただけるように各企業さん、そしてまた個人をお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、企業に協賛金をもらいに行くということでも、やはり開催地としての雰囲気醸成につながっていくというような答弁がありましたけれども、まさにそういうことも考えながらやっていただきたいと思っておりますし、やろうとしておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

国体に関する続いての質問として、小学生や中学生に何かしらの形でかわらせることができればいいというふうに考えております。それがきっかけとなって、将来アスリートとして活躍するかもしれないし、再びどこかの国体開催地のボランティアとして、協力員として、協力していただけるかもしれません。いずれにしても、どのような形であれ児童生徒を参加させていただきたいと思うのですが、その辺に於いての考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答え申し上げます。

45年ぶりに茨城県で開催されるという国体でございます。いろんな形で携わることが、議員もおっしゃるように、市内の児童生徒の皆さんにとってまたとない経験となると、これはもう間違いないことだというふうに考えております。

市内の児童生徒の皆さんが大会運営に携わることができる内容として、現在検討しているものとしたしましては、各都道府県代表を応援するのぼり旗の作製や本市を訪れる全ての方々を温かい心でおもてなしをする花いっぱい運動の花の育成やプランターへの水散布などを考えて

いるところでございます。特に各都道府県を代表を応援するのぼり旗の作製につきましては、各都道府県を1枚の旗に表現するといったもので、例えば北海道の選手を応援するのぼり旗には札幌時計台などを描くことで、描く子供たちもその都道府県の特徴や文化を知るよい機会になるのではないかなというふうにも考えております。

また、どの競技会場地に赴きましても、地元小中学校の児童生徒の皆さんが手づくりをしたのぼり旗で埋め尽くされていたということもございまして、全国から参加する選手たちに元気と勇気を与え、それらが選手たちの試合に対するモチベーションを上げられた原因であるということとは想像にかたくないのではないかなと、こういうふうにも思っております。

競技の観戦、応援につきましても、現在学校単位またはクラス単位での活動が可能になるよう準備を進めております。

先催地におきましては、会場に駆けつけた児童生徒たちの一生懸命な応援と参加する選手たちが見せる懸命なプレーが競技会場を一体とする雰囲気をつくり上げておりました。本市で開催される競技を観戦、応援することでその競技への興味関心につながり、観戦、応援での「見るスポーツ」から、実際にやってみようとする「するスポーツ」へと発展することで、牛久市開催の方針でもうたっております「更なるスポーツの推進を図る大会」にもつながる大会になるよう努めてまいりたいと考えております。

児童生徒の皆さんが、大会に携わる機会をできる限り用意し、いつまでも心に残る思い出深い大会となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 本当に子供たち、要するに児童生徒を参加させること、経験は学びであるという、そういう信念でぜひいろんな形で参加させていただける旨の御答弁がありました。本当に期待しております。

続きまして、3番目の質問となりますコミュニティ・スクールについて、質問いたします。

このコミュニティ・スクールが生まれたことについて、ちょっと調べてみました。そういたしますと、1980年代以降、日本の教育は教育改革の必要性が叫ばれたし、それまで教育のキーワードとされていた個性の尊重や生きる力、そしてゆとり教育などに対し否定的な方向性が生まれて、個性の尊重が自由放任に、また生きる力が自己中心に、ゆとりがたるみにつながったということになり、2000年12月に故小渕首相の私的諮問機関として設置された教育改革国民会議の内容の中に、新しい時代に新しい学校づくりの一環としての提起があり、これからの学校は地域の連携や融合が重要と指摘されたのが、コミュニティ・スクールの推進に現在つながっているとされております。

そのような中で、いち早く牛久市では染谷教育長を筆頭として奥野小でコミュニティ・スクールでの実証を踏まえて、市内の学校で順次推進を図っていくとのことですが、現在各学校には学校評議員制度という制度がありますが、これから推進されます学校運営協議会制度とは、どこがどのように違うのかお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを目指しています。この「一人残らず」には、子供たちの潜在能力を最大限に引き出して全ての子供たちが幸せによりよく生きられるようにする思いが込められています。さらに、質の高い学びとは、単に学力が高いだけでなく、主体的に学び、多様な他者と協働し、新たな価値を生み出していく力のことです。そして、その育成のためには、学校だけでなく、地域住民や保護者など社会総がかりでの教育の実現が不可欠となります。地域住民等と教育ビジョンを共有化することが必要であり、その手段として牛久市ではコミュニティ・スクールの仕組みを活用していきたいと考えています。

ところで、議員おっしゃいましたように、これまでも学校運営に関して地域の意見を述べるものとして、学校評議員制度がありました。これは、学校長の求めに応じて、個人として意見を述べるものであり、学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定などを行うものではありませんでした。

それに対して、学校運営協議会は、学校長のほか、地域住民や保護者の代表である委員が合議体によって学校運営の方向性を決定する組織であり、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するためのものと考えております。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま教育長のほうから、今までの学校評議員とこれから推進されます学校運営協議会というのは、前は校長を中心としておりましたけれども、今度は全体の地域、保護者が一緒になって子育てにかかわっていくというふうに理解いたしました。

続いて、地域の役員の方々が、雨風を問わず登下校の見守りや、子供を主体とした夏祭りなどを積極的に実施し、支援している方々とコミュニティ・スクールとの教育の仕方や方向性の合意形成のための委員の選任あり方と、アクションプランについてはどのようにになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校運営協議会委員の人選については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6第2項に規定されていますが、これを受けて、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則では、地域住民や保護者のほか、学識経験者やその学校の

校長、その他の教職員を明記しています。これらの委員の役割としては、辛口の友人であるとともに、学校とともに行動してくれる人であることが望まれ、実際の運用では準備会であるコミュニティ・スクール推進委員会の中での議論を経て選任するような手続をとっています。

アクションプランとしては、そのように選出された委員が当事者意識を持って、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのかということについて十分な議論を重ね、目標やビジョンの共有化を図り、実際の活動に移していきたいと考えています。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま教育長から御答弁がありましたような形でこれから教育がなされると、期待されます成果と効果については、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育ビジョンの共有化によって期待される効果ですが、目指す児童生徒像を共有し、共通の目標やビジョンを持つことによって、学校と地域が一体となって子供たちを育てていく体制づくりができると思います。そのことが子供の豊かな学びを保障するとともに、そこにかかわる大人たちの成長も促し、ひいては地域のきずなを深め、将来地域の担い手になる人材を育てていくことにつながります。

学校運営協議会での活動を通して、地域でどのような子供たちを育てるのか、学校教育で何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の人々と共有することで、地域の人々に学校の応援団としての当事者意識が生まれ、地域と連携した取り組みが組織的に行われるようになります。このことは、学校長の異動があっても、一貫した持続的な学校運営がなされることにつながります。

また、地域住民や保護者にとっても、子供たちとのかかわりが、生きがいや自己有用感を生み、地域社会のきずなを深め、学校を核とした地域ネットワークの形成につながります。

さらに、子供たちにとっても、地域の方々とかかわる教育活動は、地域に愛着が生まれるとともに、自己肯定感や思いやりの心の育成につながり、次世代の地域の担い手としての自覚が高まることが期待されると考えます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 期待される効果を、本当にする説明いただきました。

続きまして、コミュニティ・スクールの2番目の質問となりますが、学校運営協議会役員と地域住民や保護者との間で、教育に対しての確たる共通理念がなければ、校長が必要な支援や活動などの、ここが大切なんです、基本方針や学校運営に関して主体的役割を担うというこ

となので、例えば昨今話題となっております東京銀座にあります中央区立泰明小学校のような、育ち盛りの児童の制服が8万円もするイタリアの高級ブランドになったというような、地域住民と保護者、こちらのニーズに対して学校、コミュニティ・スクール、そこにそごが生じないかどうか。その辺の制度はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みです。しかしながら、委員同士の意見が対立して協議会としての合意形成がなされず、学校運営に関する基本的な方針の承認がなされない場合など、協議会の運営に支障を来す場合なども想定しておかなければなりません。

そのような場合に備えて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第9項及び牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則第16条第1項の規定により、教育委員会は当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じることとしております。

しかし、大切なことは、地域でどのような子供を育てていくか、何を実現していくのかについて、十分な議論を重ねることが重要と思われまます。そして、この十分な議論を重ねることこそ、互いのそごをなくすための最も重要なプロセスであると考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 地域住民と保護者対学校長とコミュニティ・スクールの役員の人たちの間では、47条の6第9項でしっかりとそういうことがないようにというふうになっておるといことで、安心いたしました。本当に、銀座の泰明小学校のように校長が独断でということ、公立の学校であるまじき校長の独善的なそういう考えだったのかどうか。記者会見のときにも、それを撤回する考えはないというような考えだったので、やはりその辺は一緒に地域の住民プラス保護者と学校が十分に議論しながら、やはり大切な教育に対して間違いのないような形でやっていただければと思います。

続きまして、きのうの同僚議員の質問でありましたけれども、小中一貫校の際、4ブロックに分けた形で小中一貫校をとりあえず考えているというようなことがありましたけれども、このブロックごとのコミュニティ・スクールというものはどうなんだろうなというふうに、ちょっと単発的というか、突然に考えたことなんです、どのように教育長は考えておられるのかお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨日の石原議員の質問にも、小中一貫が大事だという話がありました。この大もとは、実はこれから10年、20年後の世界では47%の仕事が、もうAIとロボットで取ってかわられると。今の小学校1年生、2年生は、大学を卒業するときには、もう

65%の子供たちは、今の仕事はないんだと、別の仕事についているというような国の答申であったり、知識は高いんだけど、先進国で最低なものは自己肯定感と、それから何のためにこれを勉強しているかわからないという目的意識は先進国で日本が最低というようなこともあって、地域を挙げて子供たちを育てなくちゃならないという話がありました。

先週は牛久第二幼稚園の子供たちが地区社協に行って歌ったら、みんな泣いてくれたということで、子供たちの自己肯定感もとても上がったよというような話がありました。

小中一貫で、中学校の幾つかのブロックになって、そこに地域がかかわって子供たちを育てていただくと。そんな仕組みができれば、将来の牛久市の人材育成にもとても有効だし、まちづくりにも役に立つのかなと思ひまして、小中一貫教育とそこでのコミュニティ・スクールというものをセットにした学校づくりというか、そういうものをこれから進めていったらどうかということを考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） まさに私もそう思っています。今、13校プラス1校という形になる形でのコミュニティ・スクールの設置というよりも、小中一貫校というブロックでコミュニティ・スクールを実施したほうが、効果的であり、より地域性ということで、コミュニティ・スクールの求められている理念です。そういうものもいろんな角度から検証しても、教育長がおっしゃったような本当にすばらしい結果が出そうな気がしますので、今後期待しているところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で8番、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時03分休憩

---

午後1時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

最初は、平成30年度予算について、2項目、数点にわたって質問したいと思います。

まずは、新年度予算の編成方針についてでございます。30年度の予算については、既にホ

ホームページ上でも予算編成方針、一般会計当初予算編成の推移、当初予算案の概要が発表されています。こうした予算編成の過程を市民にきちんと開示するよう、私は前市長時代にも訴えており、現在の牛久市の市政は評価できていると思っております。

さて、昨年9月25日付の予算編成方針によれば、29年度に打ち出した5つの柱を踏襲しつつ、これらの取り組みをさらに一歩進め具体的な成果へとつなげるようにと、その方向性が示されています。

一方、財政状況は厳しい状況だと捉え、経常経費についてはこれまで以上に厳しい抑制を求め、現在の課題の整理を行い、取り組みの改善、継続の可否についても検証を行うとも言及しておりました。私もこの方針に異論はございません。

しかし、重要なのは、これら方針総論をどう各論に落とし込み、事業として展開していくのかという具体性にあると考えます。その推移を、ホームページに掲載されている平成30年度一般会計予算編成の推移からたどりたいと思います。

30年度予算は、各部からの当初予算要求額の上がってくるころから始まります。そのときの歳入歳出の差は66億3,200万円の歳出増で、その差は大きく乖離しております。そこから修正が行われ、乖離は最初56億円となり、次の市長査定後には5億円となり、財政課査定や復活要求を経て、現在の当初予算が調製されています。

そこで、一般会計予算編成の過程の中で修正されていた背景などについて質問いたします。

まず、歳入に関して、市税の当初見込み額が編成の過程の中で最終的に増額されています。その背景はどうだったのでしょうか。また、寄附金額を3,700万円から6,000万円と増額修正しておりますが、最近実質目減りしているふるさと応援寄附制度をどう活用していくのか。以上について御答弁ください。

**○議長（板倉 香君）** 経営企画部次長吉田将巳君。

**○経営企画部次長（吉田将巳君）** 平成30年度予算の歳入のほうで、市税並びにふるさと寄附につきましての御質問にお答えいたします。

市税は歳入予算全体の43%を占める収入の根幹となる一般財源であり、牛久市予算編成に対し大きな影響を及ぼすものでございます。そのため見込みに漏れないか、過大または過少な値となっていないか、徴収率の状況について担当課の視点からだけでなく、財政課の視点からも重点的に精査を行っているものでございます。

これまでの実績及び平成29年度の決算見込みをベースに平成30年度の社会経済情勢を勘案しながら精査した上で、当初要求額約117億8,800万円から2億1,400万円増の約120億200万円の当初予算案としたものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金につきましては、当初要求額は平成29年度の当初予算額の3、



700万円でした。牛久市のふるさと寄附の状況は、牛久市民が他の自治体にふるさと寄附をしたことによる市民税の減収分と、牛久市のふるさと寄附に対する返礼品送付事業による収益分を比較いたしますと、平成28年度決算では約5,000万円分の収入が減となっております。この収入減を少しでも補うために、四季を通して魅力的な返礼品を設定し、牛久市への寄附者をふやすことはもちろんのこと、現在ふるさとチョイスとヤフーふるさと納税の2つのポータルサイトにより寄附の受け付けを行っておりますが、平成30年度から新たに「さとふる」を加え、ポータルサイトを3つに拡充することで、牛久市への寄附申込者をふやす考えです。

貴重な税収が他の自治体に流出していく現状を踏まえ、地域間競争に勝ち抜く強い意志のもと、当初要求額に2,300万円を増額しました6,000万円という目標額を設定いたしました。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 財政課が過大に市税を当初から見込まず、情報収集の過程の中で実質に近づけていくという、そういう手法をとっていることに対しては、私は評価をしたいと思います。市税がまちづくりの方向性によって堅調に維持できるよう、今後ともお考えをいただきたいと思います。

また、ふるさと応援寄附制度でございますけれども、これが返礼品目的の応援寄附とならないような、牛久市に対する理解関心が寄せられるような方法をまた一方で考えていただきたいというふうに思います。

それから、これは先ほどの同僚議員の質問の中でふと思いついたことでございますので、確たるあれはないんですけども、先ほど国体の実施というのが行われるというようなことで、国体への招待を何万円以上の方だったらやりますみたいな、ちょっと今の事業に合わせてそんなのをふるさと応援寄附の中に入れたら、これまた一つのPRとしては有効なのではと。これでどのくらいが集まるというものではないんですけども、一つそんなことも牛久市のイベントと合わせて、ほかの市町村では体験型のものとかというのもございますので、そんなことも、返礼品だけではないものも考えていただけたらというふうに思っております。

それでは、次に歳出に關しましての質問でございます。

民生費は社会保障費の増大で、かねてから年々増加の一途をたどっているところでございますが、当初要求額からは4億8,011万円の減額で最終予算を迎えております。この間で見直されたものは何だったのか。

また、衛生費では当初要求額が30億1,522万円でしたが、27億488万円と3億1,056万円の減額となっております。これも同じように、見直された部分についての質問でござ

ざいます。

そして、教育費では、当初要求額が65億8,765万円、市長査定後に61億6,046万円となり、当初予算では55億6,292万円というふうになっております。当初要求額から見れば約10億円近くが絞り込まれていることになりませんが、各査定の中で協議され、見直されたものは何だったのか。以上について、御答弁ください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

平成29年度の予算編成よりそれまでの手法を一部変更し、財政課による各課ヒアリング及び査定を実施した上で予算編成会議を行い、最終的な予算案の調整を行いました。

平成30年度の予算編成では、各部ごとの市長、副市長ヒアリングを新たに追加し、市の意思決定を全管理職、職員一人一人が確認しながら予算編成を行いました。

財政運営の硬直化の一つの指数となる人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、扶助費の社会保障経費の増加を中心に前年度比1.5%、1億9,200万円増と年々増加の一途をたどっており、経常経費の削減のみならず、投資的経費についても精査が必要となってきております。

民生費の見直し内容につきましては、民間保育園運営費負担金を本年度の決算見込みを考慮し再算定したことによる減、国民健康保険事業特別会計は茨城県が納付額を見直したことにより繰出金が減額となりました。

続いて、衛生費につきましては、清掃工場の施設点検整備委託及び維持補修工事の緊急性の低いものについて次年度以降に先送りしたことによる減。また、生活環境施設整備基金への積立金を当初予算要求から減額し、例年どおり年度末に予算執行残が生じた時点で積み立てることといたしました。

最後に、教育費につきましては、平成30年度に大型投資事業を投入し、かつタブレット型パソコンの導入等のソフト面についても充実したために、事業の優先順位を精査し、次年度以降に先送りするなどの事業費の年度間の平準化を行いました。

岡田小学校のグラウンド整備事業、中根小学校の体育館改修事業、運動公園体育館の屋根改修事業、生涯学習センターの天井改修等、直接に学校の授業あるいは施設の貸出業務に影響の少ないものについて次年度以降の先送りといたしました。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいまの御答弁の中から、予算編成の過程の中で各部局が相互に理解し合い、財政の長期的展望のもと、歳入歳出の差、そして事業の見直し、平準化、そうした査定を経て、66億3,200万円が調製されていったことがわかりました。今後とも高い透

明性を担保しながら、堅実な市政運営をされるよう努めていただきたいと思います。

では、次に予算編成方針を具現化させた当初予算案の概要に基づいて、魅力あるまちづくりについての質問を行います。

平成30年度予算には、積極的な攻めの姿勢のまちづくりが見てとれると思っております。特に牛久駅西口のイズミヤ撤退は、エスカード牛久ビルだけでなく、牛久市のまちづくりが継続か衰退かの岐路に立つものであるとの認識は思いを同じくするものでございます。

私ごとで恐縮ですが、イズミヤがまさにオープンした年に牛久市に転入してきた身としては、牛久駅西口の開発が果たしてきた役割をまさに実感するものであり、キーテナントの撤退は日本経済の流動性を実感させられるものでありました。

30年度の予算案は、政策的には29年度に引き続き、まちの魅力を高めるとともに、内外に子育てのまちをアピールし、定住人口、特に若者や現役世代の人口増加につながる取り組みをする方針が示されております。

そこで、政策の具現化のための5つの柱のうち、次の事業について質問をいたします。

「生涯活躍のまち」を支える取り組みでは、健康、介護予防、認知症対策の取り組みでの新規事業や拡充事業とその背景。「安心した出産と子育ての負担軽減」を図る取り組みでは、新規事業や拡充事業とその背景。「観光資源を活用した活性化」への取り組みでは、住井すゑ記念館を公開活用する事業。「再び転入超過の波を呼び込むまち」の整備では、エスカードビルの利活用を一層図っていくための取り組みと第一幼稚園の建設と幼・小・中の連携一体化の取り組み、以上について御答弁をいただきたいと思います。

しかしながら、各事業の詳細を伺うと時間がなくなってしまいますので、予算編成の過程で議論された各事業の核の部分をお答えいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成30年度予算では、「将来に希望の持てるまち」を実現するために、平成29年度に掲げた5つの柱を、さらに一歩進め、具体的な成果へとつなげるよう充実を図りました。

まず、「生涯活躍のまち」の健康、介護予防、認知症対策では、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が最も高い歯科医療費、2番目に高い糖尿病に焦点を当て、これに対する取り組みの第一歩を踏み出したところです。新規事業としては、現行の健康チャレンジにポイント制を導入し、「運動」「食育」「地域のつながり」「忘れないでね健診」の4つの視点を健康づくりの手段として取り組む生活習慣改善プログラムの実施をさらに促し、健康寿命の延伸を目指します。また、地域での認知症予防活動の受け皿となるサポーター養成講座を開催し、高齢者を地域で支える体制を整えます。

次に、安心した出産と子育ての負担軽減の新規事業では、平成30年度においても保育施設整備を行い定員増を図っておりますが、保育士不足も加わり、平成30年度の4月募集において68名の待機児童が発生しております。牛久市では保育士の処遇改善を市単独事業で実施し、保育士の確保と離職防止を図ります。また、おたふく風邪の予防接種を1回一部助成から2回全額へと拡充し実施いたします。産後ケアにつきましては、宿泊、通所型に加えて、新たに助産師による訪問型を実施し、よりきめ細かい子育て支援を展開していきます。

続いて、観光資源を活用した活性化の住井すゑ記念館を公開活用する事業につきましては、平成29年度に寄附を受けた旧住井すゑ宅について、展示室等を備えた記念館として公開するための整備を行います。雲魚亭、河童の碑及び牛久城跡など城中地区に集中する歴史文化遺産を牛久沼周辺の貴重な観光資源として牛久市の魅力度を向上させ、市内外からの集客を確保いたします。

最後に、「再び転入超過の波を呼び込むまちづくり」のエスカード牛久ビルの利活用の取り組みでは、平成30年度においてエスカード牛久ビルにおけるにぎわいの創出と店舗誘致を推進する重要なツールとなる公共的利活用を検討するため、基本構想及び基本計画の策定に必要な予算を計上しております。これらにより、牛久駅前を中心市街地ににぎわいをもたらす施策をもって、ビルの利活用を一層図ってまいります。

また、第一幼稚園の建設と幼・小・中の連携・一体感の取り組みでは、子育て世代が多く住むひたち野地区の中で、幼稚園、小学校、中学校が隣接して整備され、互いに連携し、学びの質を高めていくことで、文教地区としてより一層地域の魅力度アップに寄与するものと考えております。

以上、将来に希望の持てるまちを実現するために、ハード面のみならずソフト面においても新たな取り組みを充実させた予算編成となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） それでは、続いて財政見通しについてでございます。財政の確保と支出抑制の観点から質問をさせていただきます。

最初に、財源の確保についてでございます。

政策を事業化していくためには、財政見通しをきちんと立てていかなければなりません。財政の心構えとしてよく言われるのは、儒教の経典、礼記に記されている「入りを量りて出ざるを為す」という財政均衡の基本です。しかしながら、積極的まちづくりにおいては、将来への投資という観点から見れば、世代間負担とも言える市債発行も財政均衡の基本を逸脱しない範囲でやむを得ないのかとも理解しております。

財源の確保は現在進められている大型投資事業や今後の公共施設の長寿命化計画に伴う歳出

に備え重要な問題であることは言うまでもありません。基金や国県の補助金等の活用や市債発行も、財源確保の一手法と考えますが、30年度予算における財源確保の問題では、今後の財政投資を踏まえ市債発行をどう捉えているのか。また、自主財源の拡充を図るための取り組みについて全国各地ではいろいろ考えられておりますが、公有財産の活用だけでなく、有料広告などについても検討されているのか。

以上の点について、御答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 財源の確保でございますが、平成28年度実質公債比率は前年度の2.4%から0.7%改善され1.7%となり、茨城県内では上位から2番目になっております。

平成30年度は、大型投資事業の推進に伴う財源の確保のため、前年度比48.9%、10億2,200万円増の30億5,100万円の市債借入れとなりました。元利償還額のピークは平成35年度を想定しておりますが、その償還額は平成23年度と同額程度となり、現在の人口、財政規模等を考慮すると、市財政に及ぼす影響は少ないと考えます。

平成30年度の市債の特徴といたしましては、高齢化が進む中、現役世代の転入促進はもちろんのこと、地域経済の活性化に必要不可欠な大規模投資事業を短期間かつ集中的に実施することにより、借入額の増加につながりました。

起債の借入れに当たりましては、義務教育債や臨時財政対策債などのように元利償還金の一部が交付税の基準財政需要額に算入される事業債について優先的に借入れ、財政負担の軽減を図りました。

しかし、財源を起債に頼るのではなく、市税を初めとする経常的に収入される自主的財源の確保が必要と考えます。

広告収入につきましても、市公式ウェブサイト、牛久運動公園野球場及び本庁舎各課の案内電子掲示板への有料広告掲載を既に実施しており、平成30年度予算として、合わせて242万4,000円を計上しております。

また、新たに市の広報紙や窓口で使用する封筒の広告掲載を実施する予定であり、現在掲載の基準等の市資産を広告媒体として活用するための規則、包括的なルールをつくるよう、平成30年度実施に向けて検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） では、次に支出抑制について伺います。

30年度予算編成の方針でも厳しい財政状況であることから、経常経費についてはこれまで以上に厳しい抑制を行うとともにとの認識が示されているところでございます。30年度予算でも、義務的経費は45.9%に及んでいます。その他一部事務組合の補助費等のように、経

常に支出される経費を考えれば、投資的経費を抑えざるを得ないと考えます。

しかしながら、前市長時代に決定された茨城国体の開催地としての責任上、整備しなければならぬ施設もあります。前市長は、施設は仮設で対応すると議会に答弁しておりましたが、ふたを開けてみれば、競技団体は仮設を認めないという状況だったというふうに聞き及び、一体どのような誘致活動しておられたのかと、改めて問いたくなります。

こうした経緯もあり、30年度は一時的に支出が膨らむ状況に追い込まれてしまったという感否めないと認識しておりますが、牛久市の歳出抑制、支出の抑制策として、短期に、また長期的にどのようなことを考えているのか、以上についても御答弁ください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 支出の抑制についての御質問にお答えいたします。

市の根幹となります市税の大幅な増収が見込めない中、少子高齢化に伴う扶助費を初めとする社会保障費のさらなる増加が見込まれ、財政の硬直化が懸念されるところでございます。今後、財源の確保とともに市民サービスを低下せずに支出の抑制を図ることが重要な課題となってきます。

初めに、支出の抑制効果が短期的にあらわれるものとしたしましては、行政事務経費の削減が挙げられます。平成28年度に実施した電気料金の契約相手方の見直し、図書館、市役所庁舎で実施したG P Pによる光熱水費の削減に加え、平成29年度では施設の管理委託費において業者の見積額から設計額を要求額とすることにより、実際の執行額に近づけることといたしました。これに加え、平成30年度予算では市民相談窓口を予約制にすることで効率的に相談員を配置することによる人件費の削減、市から各団体に交付する補助金については、補助事業者の決算状況を精査し、繰越金等の余剰金が多い場合の補助金交付額の減額等がございました。

次に、長期的な視野のもとに抑制するものとして最たるものは、医療費等の社会保障経費の削減が挙げられます。1人当たりの医療費が高額となる歯周病及び糖尿病と初めとする健康相談、健康教育の推進、うしく健康プラン21、地域介護予防活動を継続的に実施し、効果を検証しながら成果に結びつけてまいります。

また、平成30年度に公営住宅の集約、再編を実施するための基本構想を計上し、効率的な管理運営により維持管理経費の削減を図っていく計画でございます。

経常経費につきましては、決して聖域を設けることなく継続して見直しを行ってまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 予算編成に当たっては、それぞれが自分たちの各課各部の事業をどのように牛久市民のために提供していきたいか、その熱い思いを全庁一丸となってどれを優先す

べきかという考え方のもとで、財政も大きくそこに関与し、これまでのようなトップダウンの方式ではなく全庁一体となった予算編成をしている。このことが、この答弁の中で私も理解することができました。

こうした市政運営は破綻を来さない、今回は一時的に膨らむとは理解しておりますけれども、破綻を来さない、決して夕張のようなということがまたどこかで何ぞの形で復活するかもしれませんけれども、そうした事態に至っていないということを改めて実感させる答弁であったというふうに理解し、今後ともそうした堅調な市政運営を行っていただきたいと、根本市長にもよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、地域を支える福祉人材の確保、支援策についての質問でございます。

今、福祉分野の人材不足は深刻な状況に陥っております。少子高齢化の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要は増大し、また子供、高齢、障害などの特性に合わせた利用者本位の質の高いさまざまなサービスを提供することが求められておりますが、にもかかわらず、相変わらずサービス提供の根幹である福祉人材の養成確保はできていないという状況で、それが解消されてはおりません。

しかも、牛久のように首都近郊の地方都市は、賃金水準が高い東京への人材流出が常態化しています。また、賃金格差による近隣市町村間でも人材の奪い合いが起きております。地方自治体としては、一事業所の人材確保に手を差し伸べることはもちろんできません。しかし、その業界全体が人手不足であり、事業運営ができなくなり、事業撤退につながりかねない事態は、またあるいは人材の奪い合いで事業者間のあつれきを生み出しかねないという事態は、そうしたことがならないように対策を打ち出していくべきと考えております。そうした視点から、それぞれの事業ごとに質問してまいります。

まず、有償運送事業における人材確保・支援策についてであります。

有償運送事業は、2006年、平成18年に改正道路運送法が施行され、国土交通省が自家用有償旅客運送として、法律上にも明記されました。この自家用有償旅客運送の中には、福祉有償運送と公共交通空白地有償運送の2つの事業がございます。現在、牛久市では、福祉有償運送の重度障害者移送サービス、岡田地区と牛久地区を対象とした高齢者移送サービス、奥野地区を対象とした公共交通空白地有償運送が実施され、運行は牛久市社会福祉協議会、NPO法人移動サポートらくらく、NPO法人サンライズがその役割を担っております。

また、市は各法人に委託金を支出し、事業が実施されているのが現状でございます。牛久市における福祉有償運送は、昨年亡くなった秦 靖枝氏が市民福祉の会の事業として1998年、平成10年に要介護者や障害者を対象にお出かけサポートらくらくを市民相互扶助の形でスタ

ートさせたものであります。２００１年、この事業は社会福祉協議会に重度障害者移送サービスの形で継続されました。しかし、この社協事業が、この間に施行された介護保険制度との関係で重度障害者に限定されたことから、利用の対象外となった移動困難な高齢者の受け皿として移動サポートらくらくがNPO法人として立ち上がりました。

また、２００７年、平成１９年には、岡田地区の非課税世帯の高齢者を対象とした高齢者移送サービスがスタートしました。

公共交通空白地有償運送は、２００９年、平成２１年に、同僚議員の並々ならぬ尽力で過疎地有償運送としてスタートし、高齢者や運転免許を持たない地域住民に対し、通院や買い物等での外出の際に低額での送迎を行う事業として現在に至っています。

こうした福祉有償運送、公共交通空白地有償運送は、今でこそ牛久市でも地域公共交通網形成計画及び公共交通再編実施計画にもきちんと位置づけされていますが、住民の時代を切り開く力があってこそものだというを改めて申し上げたいと思います。

こうした住民が主導して充実してきた福祉サービスが、今、事業推進の柱である運転手の確保に頭を悩ませております。もちろんこの事業自体が国土交通省でも長い間、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、自家用車による有償運送を例外的に許可してきたものであるだけに、いわゆる緑ナンバー事業者との関係で国の省庁間の考え方の違いなど、さまざまな制限の中で考えていかなければならないことから、市の立場も難しいとは存じております。

しかしながら、運転手の確保を各運営主体に任せていては、事業の存続自体が危ぶまれるのではないのでしょうか。市としては、この実態をどう把握し、対応していこうとしているのか、御答弁をお願いいたします。

**○議長（板倉 香君）** 経営企画部長飯泉栄次君。

**○経営企画部長（飯泉栄次君）** 有償運送事業における人材確保・支援策についての御質問にお答えいたします。

牛久市で実施されている移送サービスについては、御質問にある公共交通空白地有償運送を初め複数の事業がございます。市としましても、これらのサービスにおける運転手不足の状況については、各団体から聞いて承知しております。

こうした状況改善の一助としまして、平成３０年度予算におきましては、公共交通空白地有償運送を実施しているNPO法人サンライズに対して、人材確保を目的とした補助金の増額を予算計上させていただいております。

また、地域活動に意欲のある方が参加する講座やイベントなどに出向いて事業の周知を図っております。

加えまして、新たな取り組みとしまして、現在一部の地区社会福祉協議会で、地域ボランテ



ィアによる住民移送サービスの実施が検討されております。

市としまして、その取り組みを支援するために、利用料金設定などの制度設計について、地区社協の意見を聞きながら国土交通省と協議を進めており、使用する車両の支援策としまして、車両確保の予算を平成30年度予算案に計上させていただいております。

移送サービスには、法律上のさまざまな制約があり、支援が困難な事柄も多くありますが、ボランティアの方々に大きな役割を果たしていただいております。

今後も運転手確保支援を含め、さまざまなサービスについて、コストの問題や担い手の問題などを慎重に調査研究し、地域ごとに適切な施策を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 私は、議員に初当選した2003年以来、この問題を幾度となく取り上げてまいりました。福祉の色合いが強かった当初から見れば、公共交通という中で語られる現実、一方で市民ニーズが高まったあかしのようにも思われます。

しかし、ソーシャルでないパーソナルな形で寄り添う事業形態、担い手が市民という形は、当初と変わることがありません。また、新たな形で地域の支え合いの一つとしての住民移送サービスが展開を広げそうということでございます。こうしたことを、本当にその制約が多いことは私も熟知しておりますけれども、市は全面的バックアップで支えていただきたいと思っております。

それでまた、一方で介護保険のほうでは、今回この問題は取り上げませんでしたけれども、つくば市では介護保険の訪問介護事業で実施されている通院等乗降介助から数社の事業者が撤退し、ケアマネが通院手段に困っているというような話も来ました。これは介護保険事業の制度設計の問題ではありますが、高齢者をめぐる移手段の確保は今後ますます多様化、そして複雑化していく中でのニーズは高まってくると思われれます。

市としても福祉有償運送、こうした空白地域の公共交通、運送事業、これのさらなる充実に向けて支援をよろしく願いいたします。

次には、保育事業における人材確保・支援策について質問したいと思います。

まず、保育士の確保についてでございます。保育士不足が全国で慢性的に起きていることは、皆様御承知のとおりでございます。これまで牛久市では、子育てしやすいまち、転入増を維持していくための重要な施策として、早くから民間保育園の誘致を進め、待機児童ゼロを目指して事業を順調に推進してきました。しかしながら、現在は待機児童が出ている状況となっております。このことは、先ほどの答弁の中でもあったことでございます。

また、平成28年の子ども・子育て会議の中でも、保育士不足により児童の受け入れができ

ないことが既に報告されています。民間保育園の中で保育士を確保できないことから、やむなく入園を断らざるを得ない、そういう立場の保育園の経営の方からお話を伺っております。

保育士不足は国を挙げての問題で、保育士の待遇改善や多面的な職場環境の改善が必要だとの認識も広がってまいりました。

つくば市では、市独自で民間保育士1人当たり月額3万円の補助を出す処遇改善を図っています。しかし、こうした措置は、近隣への影響が大きく、牛久市にも少なからず影響が出ているのではないかと思います。

公立保育園でも非常勤化が進み、民間並みの給与水準になっていると思いますが、牛久市の公立保育園、民間保育園の保育士不足の現状はどうなっているのか。また、30年度予算には保育士への処遇改善の予算措置も講じられているようですが、解消に向けた対策について御答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 私からは、保育士確保への支援策についての御質問にお答えいたします。

保育士不足が待機児童発生の原因の一つとなり、施設は整備されているが保育士がいないために入園を断らざるを得ない状況が問題となっておりますが、牛久市も同様で、現在平成30年4月入園の2次募集を終えたところでございますが、1歳、2歳、3歳児におきましては、保育士が確保できないための募集制限により待機となっている児童が既に26名という状況となっております。

市内の公立・民間の保育施設におきましては、常に保育士の募集をし続けている状況にあり、公立保育園におきましても、朝と夕方の延長保育時間に勤務する保育士が今年度充足した時期がなく、職員の勤務シフトをやりくりして保育を行っている状況となっております。

市といたしましては、これまで国や県の補助金制度を活用して市内民間保育施設の保育士確保や処遇の改善に努めてまいりましたが、平成30年度においては、市独自の補助を行うため、平成30年度予算案に処遇改善事業補助金を計上しているところでございます。この補助金を実施することによりまして、市内民間保育施設に勤務する保育士の処遇が改善し、新たに職につこうとする保育士が牛久市内の施設を選択する、さらには現在働いている保育士がやめずに勤務し続ける等の効果を期待しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） こうした保育士不足の中で、保育分野においては資格を有しない人材の活用についても考えられているところであります。保育士の確保が難しい中、厚生労働省は保育士の配置基準に関する緩和策を打ち出しました。子供の少ない朝夕に限り、保育士1人に

加え、研修を受けた保育ママなど資格を持たない人での保育を認め、配置する保育士数の3分の1以下ならば幼稚園や学校の教諭、養護教諭による保育も可能となりました。これらは緊急的な措置として緩和を認めたものではありませんが、こうした人材は登用されているのか、牛久市における実態はどうか、御答弁ください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育士不足が改善しない状況において、国は平成28年度に保育園等における保育士の配置についての特例を設け、保育士以外の者も保育士にかえて配置できるよう厚生労働省令を改正いたしました。

市内の民間保育園には、この特例配置を活用して、幼稚園教諭や指定された研修を受講した者が勤務しております。特例を活用することで、保育士の勤務量が緩和され、負担感が軽減されることにより、離職の防止や安定した保育が提供されているものと思われまます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 先ほどの御答弁の中でも、30年度予算の中に保育士の処遇改善策として、牛久市独自案が示されたということで、こうしたことが図られているということは、担当のみならず市長も熱い思いをもって、こうした子育てしやすいまちへの考え方が予算の中にあらわれていると。決してハード面だけではない、一人一人の暮らしに寄り添う形で予算が組まれているあかしのようには思いました。この辺について、市長、お考えがあれば伺わせていただければと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今回の予算編成にしましても、非常にハード面ばかり目立つような、きのうの工業新聞でも、牛久の予算の概要が載っていました。非常にハード面が強調された内容でございましたけれども、ただそればかりではなく、私たちの生活を守るためにどのようなことが必要なのかということで、いろいろと福祉部でも教育部でも話しました。それで、おたふくかぜ助成についても、もう1年待てないかと言ったら、その課長が「絶対、今年は譲れません」というようなことで、このようなことでこの予算になっています。

また、お金の競争はしたくないが1万5,000円、片や近隣市町さんは3万円なんですけれども、こういうことをやってしまうとまたお互いの競争になりまして、非常に僕はよくないと。だったらもっと国でできないかなということが正直たる思いでございます。

しかし、この場に立ち、状況を少しでも改善するためには、このような政策というのは必要でございます。何か緊急で必要があれば、まさしくこういうものに対しては、補正があっても私はいいのかなという気持ちでございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 市長、御答弁いただきありがとうございます。まさに本当に一人一人の、市民一人一人の生活、特に牛久市は子育てしやすいまち、それをうたっております。それを実現させるために何をしなければいけないか、そこにやはり照準を当て、大きな財政から見れば負担感はあるかと思えますけれども、こうしたことに理解を示し、そうした方向性を推進していただいた市長の姿勢に、私は敬意を表したいと思えます。

それでは、次に介護事業における人材確保支援策についてでございます。介護職の人材不足もまた全国的に深刻な問題となっております。国も介護職の人材確保のため処遇改善を行っておりますが、十分とは言えない状況です。

2015年、平成27年2月、厚生労働省が発表した2025年の介護職員不足の推測を都道府県別に見ると、充足率が最も低くなるのは宮城県の69%で、全国で唯一7割を切るまでに不足すると推計されております。次いで、群馬県、埼玉県、栃木県と続き、茨城県が80.1%と推計され、関東エリアに介護職員不足が集中するとされております。

牛久市では、現在高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画第7期を改定中で、今後も介護施設の整備を進められていくことが検討されております。しかしながら、現在介護施設を運営している事業者は、これ以上ふやすことが可能なかと危惧しております。それは施設をつくっても職員が集まるのかということであり、新規施設の開所は職員の奪い合いに拍車がかかることを懸念しているでございます。

在宅系、施設系、それぞれの介護職の職場環境の違いにより、人材不足の現状は異なると思われませんが、現状を市としてはどこまで把握しているのか。人材確保策に関し、事業所の要望等を聞き取りしているのか。人材不足の状況をどのようにしたら解決に導いていけるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 介護専門職の人材不足に関しましては、施設や事業所等に個別の聞き取り調査は行っておりませんが、直接介護支援専門員や施設職員等から不足の状況についての話が聞かれております。

まず、在宅系の介護職につきましては、ヘルパーの人材不足が多く聞かれ、サービス提供に当たって市内事業所で賄うことが難しいという現状があるようでございます。国は、日常生活支援総合事業の中で、緩和型の訪問介護サービスに従事する職員については必ずしも有資格者でなくてもよいという緩和策を打ち出しました。市では、日常生活支援総合事業の人員、設備並びに運営等に関する基準を定める要綱において、市が実施している地域介護ヘルパー養成講座を修了した者について、緩和型訪問介護事業所の従業員としてよいと規定しました。今後、

生活援助の部分で活躍できるよう市民への受講の啓発と介護事業者との連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設系の介護職につきましては、社会福祉士、介護福祉士等、全体的に職員が不足している現状があります。理由といたしまして、ベテラン職員につきましては、引く手あまたな状況の中で条件が整った場所に新天地を求めたいという希望があり、新規開設の施設へ流れてしまうという状況が確かにあるようでございます。新規採用につきましては、夜間勤務や重労働などの過酷な勤務が影響し、募集してもなかなか応募が来ないという現状のようです。

市では、平成28年度から国の補助事業として介護ロボット導入支援事業補助金を活用しております。現在までに2カ所から応募があり、見守りの監視モニターやベッドからおりた場合に感知するセンサーなどの設置に対し補助を行いました。補助事業は当面継続される予定であり、介護職員負担軽減という観点から援助していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 福祉、特に介護職の人材不足、これはケアの低下につながりかねない大きな問題。まして2025年問題が目前に控える中で、こうしたことが介護職員の処遇改善、またこれは国を挙げての改善ですけれども、これがなければひいては牛久の介護保険料の問題とも重なってくるというふうに考えます。十分に長期展望を持った上で、事業所任せにしない人材確保の方策、これを官民一体となって考えていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に介護分野における資格を有しない人材の活用について伺います。

人材不足が常態化している介護の現場においては、ボランティアの存在は大きいのではないかと考えております。現在、全国各地の介護施設で積極的にボランティアスタッフの募集を行っており、簡単な作業から専門的な知識を必要とする業務まで、多くの方々が現場でボランティアとしてかかわっていると聞いております。

それでは、牛久市内の介護施設のボランティア受入状況はいかがででしょうか。私自身も市内に初めてできた入所系施設でボランティアとしてシーツ交換を行った経験がございます。また、友人の別のボランティアグループでは、いわゆる余暇活動で簡単な手芸を皆さんと楽しんだり、またお花などを生けたりして環境の整備、また音楽療法を手伝ったりと、さまざまな種類で活動しているということを聞いております。

そうした経験を踏まえまして、私は2007年、平成19年の6月議会で介護保険事業におけるボランティアの推進のためのポイント制度導入について、稲城市を例に挙げ一般質問を行いました。その後も健康予防や地域活性化の観点から、ボランティアの推進やポイント制度の導入を投げかけてまいりましたが、なかなか実現には至っておりません。しかし、高齢者による介護支援ボランティア制度が近年また介護予防の観点からも注目されてきております。これ

は65歳以上高齢者がボランティア登録をし、実際に何らかの活動を行った場合に、そのボランティア活動に対しポイントを付与し、介護保険料の一部として活用できたり、地域通貨に換金できたりするものであります。

介護支援ボランティア制度は、これにより人材不足が解消できるということまでは言えません。しかしながら、高齢者と受入施設の双方にメリットがある仕組みと思われれます。30年度予算案では、生活習慣改善プログラムの一つとして健康チャレンジ事業にポイント制度が導入されるようですが、ボランティアの推進や介護予防の観点からもポイント制度の導入は考えられないのか伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 高齢者ボランティアポイント制度についての御質問にお答えいたします。

平成19年に東京都稲城市で始められた介護支援ボランティア制度が始まりと言われているこの制度は、厚生労働省によると平成27年度には全国で282の自治体においてさまざまな形で実施されているとのこと。近隣におきましては、土浦市、つくば市などが実施しております。

牛久市でも過去にポイント制を取り入れ、ボランティアした時間をためて介護に必要なときにその時間分の介護を受けられるという生活介護ボランティアを実施しておりました。しかしながら、ボランティアの実施による預託時間がふえ続けてしまい、保障し切れない状況となったため、平成13年度から清算し、終了させた経緯がございます。

このような経緯があったため、近隣で制度開始のころ、牛久市では介護支援ボランティアの導入について慎重であったと考えております。

また、平成29年第4回市議会定例会で、伊藤議員の御質問でもお答えしましたように、ボランティア活動のみならずイベントや講座への参加に対してもポイントを付与し、たまったポイントを市内の店舗や公共サービスで利用可能とする、いわゆる地域通貨としての自治体ポイント制度がございます。

国では、こうした自治体ポイントをマイナンバーカードの機能を使い、管理できるシステムを構築する準備を進めております。それがマイキープラットフォームであり、本市としましてもこの運用を協議する協議会に参加し、情報収集を努めております。

市民活動の活性化が地方創生につながるとの考えから、それぞれの自治体では知恵を絞り、さまざまな活動に対してポイントを付与しているようですが、本来ボランティア活動の目的は、見返りを求めない無償の地域社会への貢献であります。

しかし、議員がおっしゃるとおり、高齢者のボランティア活動はそれ自体が活動者の介護予

防につながることや、ボランティア活動をしたことがない方への参加の後押し、動機づけ、啓発となり得ると考えますので、先行事例を参考に調査研究をしながら慎重に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ポイント制度を実施するに当たっては、ここに重要なキーマンとして社会福祉協議会の協力が得られなければならないというふうにも思っております。この社会福祉協議会が、以前の家事援助に対する時間預託という形で、これはポイント制度ではないんですけども、自分が活動した時間が将来自分が介護が必要になったときに返されるという、こういうのが時間預託なんですけれども、こうした形がその後の社会情勢、人の考え方の問題から、時間として自分に返ってくるという仕組みがとれないので清算という形をとらざるを得なかったと。このときの苦労は、私も目の当たりにし、またこれに関わっていた多くの友人が、実は時間預託で返ってくると思っていたものが金銭にかえられたということで、非常に嘆いていたのも覚えております。でも、こうしたトラウマのようなことをいつまで引きずっているのかということをお私に訴えたいと思います。

社協のほうでもさまざまな事業、また先ほども答弁の中にあつたように、地区社協なり、日常生活の中、支え合いの中で、ボランティアは見返りを持たないでやるものだと。これは同じ意見を持っておりますが、多くの人がそれこそ誇りを持って、自分がどういう形でほかの人の役に立つのかということを実感できる一つの大きな事業であると私は確信し、こうしたポイント制、これがお金ではないんですけども、でもそうしたことで自分が評価されることはうれしいという、こうした高齢者の活動への参加の意欲につながるというふうにも考えておりますので、ぜひその調査研究をきちんとし、トラウマからの脱却を果たしていただきたいというふうにも切に願って、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で7番、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

午後2時18分休憩

---

午後2時30分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに家庭教育支援についてであります。

家庭教育は、乳幼児から親子の愛情による家族との触れ合いを通じて、基本的な生活習慣や生活能力、社会規範や豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、そして社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担う全ての教育の出発点であり、家庭は常に子供の心のよりどころであると言われております。

しかし、近年の都市化や核家族化、少子化の進行、地域における支援的なつながりの希薄化など、家庭や社会を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てや教育に不安を抱え、ストレスや孤立化に悩む親の育児放棄や児童虐待などが問題となっています。

また、いじめや不登校など、子供たちを取り巻くさまざまな問題も深刻化しています。その背景には、子供たちの基本的な生活習慣の乱れや基本的な倫理観の欠如など、特に家庭教育の低下が問題の深刻化を招いていると指摘されているところであります。

平成18年に改正された教育基本法では、第10条に家庭教育の条項が新たに盛り込まれ、第1項では父母その他の保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること。第2項では、国、地方公共団体は家庭教育支援のための必要な施策を講ずること。第13条では、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力が規定されています。

牛久市においても、保護者の自律性を尊重しつつ、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでいかなければならないと考えます。これまでの家庭教育の問題点や課題を明らかにするとともに、きめ細やかな支援を進めていくことが重要であると考えます。

そこで、子供の貧困、ネグレクト、不登校などの問題の背景には、保護者の孤立、家庭教育の困難な状況があるのではないかと私は考えます。市として、このような問題意識を持っているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 問題意識ということですが、牛久市では一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを目指していますが、学校現場では不登校や支援の必要な子供の増加、要保護及び準要保護世帯の増加、日本語指導が必要な児童生徒の増加など、さまざまな問題が出てきています。

ある家庭では、保護者が夜遅くまで仕事をしなければならず、子供も夜中まで起きているため、親子で朝起きることができず、通学できない子供がいます。また、保護者の精神状態が悪く、家庭教育が十分でなかったり、夫婦間の問題や両親の問題が子供の不登校や問題行動になってあられるケースもあります。虐待による避難といったケースもあります。

こうした子供たちの中には、先生方が朝家まで迎えに行って、子供を起こして一緒に学校ま



で連れてくるケースもあります。

さまざまな問題の背景には、貧困問題やひとり親家庭の増加、子育てやしつけに悩みや不安を抱えている保護者の増加等があり、家庭における教育を支援していかなければならない現状を認識しています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 問題意識をお持ちということで、市ではどのような対応が必要と考えられているのか、また具体的な活動についてお考えがありましたら伺いたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育委員会では、家庭教育に起因した諸問題に対して、学校だけ、また教育委員会の一部の課だけの対応には限界があると考えております。

そこで、学校現場で苦戦している一つ一つの問題を教育委員会の中だけでなく、福祉部局と共有し、どんな対応ができるか、どんな成果が期待できるか、問題解決への具体的な方策を検討するために、任意の組織ではありますが、教育と福祉の連携による子育て家庭への支援の方策検討勉強会を昨年12月に立ち上げ、検討を始めています。

この勉強会は、指導課、放課後対策課、生涯学習課、社会福祉課、子ども家庭課の課長をメンバーに構成されており、平成29年12月から平成30年6月ごろまでのおおむね6カ月間で、現状の把握と問題解決の方策を見出そうとするものです。

前半の3カ月では、現状の把握と問題の洗い出しをするために、各学校の先生方に具体的に苦戦している事例を挙げていただいています。そして、後半の3カ月で、必要とされる対応策を立案するとともに、その実現の可能性や効果などの検証を行う予定です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 国では、地域で家庭を支える仕組みとして、地域人材を活用した家庭教育支援チームによる身近な相談機能の充実が期待されているところではありますが、市として子育て家庭の支援の方策検討会から、今後どのように問題を整理し、どのような施策の立案を考えていくのか伺います。

私は、平成27年第3回の質問の折、訪問型家庭教育支援の必要性を訴えさせていただきました。その際の答弁は、検討していくとのことでした。また、その施策の立案の中で訪問型家庭教育支援が大切だと思いますが、検討はされていますでしょうか。伺いたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育と福祉の連携による子育て家庭への支援の方策検討勉強会では、これまで3回の会議を開催し、課題の整理を実施してきました。

そのうち第2回会議では、市内の小中学校の教頭先生4名にも参加していただいて、学校現

場で顕在化している課題についてのヒアリングを行いました。その中でも不登校等の問題の陰には支援が必要な保護者の存在など、家庭教育力の低下を感じているとの意見をいただいたところ です。

また、第3回会議では、家庭教育力の低下に対して、現在の牛久市の対応の現状を自己評価し、現在の施策で何が欠けているのかとの議論を行ったところ です。

そのような中、これまでの協議から見えてきた方向性としては、まず第1点目として、現在行われている家庭教育学級の内容を見直すとともに、家庭教育学級に参加できていない保護者への対応策の検討があり、訪問型の家庭教育支援チームによる支援の方法も選択肢の一つとして検討しています。

また、2点目としては、家庭教育学級が就学後の親を対象としているのに対して、就学時前の保護者を対象に、乳幼児期からの家庭教育の重要性について正確な情報を伝える機会を確保することが重要ではないかとの認識を持っており、実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

さらに、3点目として、どのような支援を行うことにおいても、子育ての相談相手としてのソーシャルワーカー的機能の充実は不可欠と考えております。

次年度からは、きぼうの広場に週3日のスクールソーシャルワーカーの採用を行います。これからは地域人材の育成にも力を入れていきたいと考えております。教育委員会部局と福祉部局が連携する中で、本当に機能する現実的な仕組みを構築していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 訪問型家庭教育支援も盛り込まれていくとのことで、ぜひ家庭訪問を重視して、寄り添う家庭教育支援を取り組んでいただきたいと思 います。

また、スクールソーシャルワーカーが週3日入っていただけるということで、本当にありがたいと、また保護者からも、スクールソーシャルワーカーが導入されるということ を伝えましたところ、大変に喜んでいただき、また相談に行かせていただきたいとの声もいただいております。

それでは、次に医療的ケア事業に対する支援についてお伺いいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法が改正され、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が求められるようになりました。

改正法は、平成30年4月から施行となりますが、その中にある医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健、医療、福祉等の連携促進に努めるものとするとの項目については、平成28年6月3日の公布より施行すると記載されており、努力義務ではありますが自治体の対応が注目されております。

医療的ケア児は、知的、身体での障害者とはならないケースもあり、保育園の障害者枠の対象とならないことも考えられます。一方で、医療の進化もあり、医療的ケア児はふえてきており、隠れ待機児とも言われ、本市においても課題となると考えられます。医療的ケア児があるままの自分で自分らしく生きていくためには、適切なケアが受けられる社会、当たり前に参加できる環境の整備が必要と考えます。

そこで、質問いたします。本市の医療的ケア児の保育状況、入所に関する相談等について、現状を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 医療的ケア児の保育園での利用状況等についての御質問にお答えいたします。

現在、保育園には、医療的ケアが必要な児童は在籍しておらず、本年度は申し込みもお受けしていない状況です。しかしながら、特別な配慮が必要な障害児の利用の相談は多く、自閉的傾向のある児童、進行性の疾患を抱えている児童、発作的症状の疾患を抱えている児童、将来において障害が予想される児童からの相談を受けており、利用を希望する施設と連絡を密にとり、入園の判定を行っているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今のところ相談はないということですが、そもそも相談窓口となる担当課の周知はされているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 相談窓口の周知についてでございますが、医療的ケア児に限らず、保育園の利用については、保育課で相談をお受けしております。市の体制として、医療的ケア児の場合には、社会福祉課の障害福祉担当や健康づくり推進課の赤ちゃん訪問の際に保育園の利用についての相談があった場合には、その担当より保育課へ相談の引き継ぎがあり、保育課がかかわるようになっております。

複数の課で事案のたらい回しがしないよう、連携して対応しておりますので、かかわりのある部署に御相談いただければと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 医療的ケア児の保育所等への受け入れに対して、どのような課題があるか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 受け入れに対する課題についての御質問にお答えいたします。

医療的ケア児は、人工呼吸器を使用していたり、チューブを使って栄養摂取を行っていたりするため、保育に携わる職員みずからがたんの吸引などの医療的行為を行うことに対する不安や体調が不安定な児童であるため、急な変化を見逃さない手厚い保育体制を整える必要があります。

不安の払拭には、職員に対して医療行為の研修を行い、技術を習得させるとともに、児童の状態を全職員が理解し、担当する職員のみでなく施設全体で受け入れる準備が必要となります。

また、通常より多くの人員を配置し、児童を常に見守る体制が必要ですので、受け入れに当たっては保育士の加配のみでなく、児童の状況によっては医療的知識を持つ看護師を増員する等の検討が必要になります。保育士の採用と同じように、看護師も採用が厳しい状況にあり、人的余裕を持った受入体制を整えることが難しいと思われまます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） しかし、保育園等において、医療的ケア児の受け入れが可能となるような体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援向上を考えていかなければならないと思えます。どんな障害があっても、どこに住んでいても、保育が受けられるように、体制整備に努めていくべきだと考えます。

牛久市においても、人数ではなく、医療的ケア児がおります。その家庭が相談しやすい体制をつくりながら、誰もが地域で安心して子育てができるよう、医療的ケア児を受け入れるための支援策についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、支援についての答弁をいたします。

医療的ケア児の受け入れに当たっては、専任で保育を担当する職員が必要になると思われまます。施設運営のために支払われる給付費には、医療的ケア児を含む障害児等の保育をするための加算が少なく、職員配置にかかわる費用の増額分は施設の負担によるところが大きい現状でございます。

各自治体では、このような状況から、障害児を受け入れ、職員を加配して保育を行っている施設に対して、各自治体単独で補助金を交付し、支援を行っております。牛久市においても、本年度より障害児を保育するための保育士を加配した場合の負担軽減の補助金を設けたところでございます。

また、保育士の確保が厳しい状況を受け、市内の保育施設に勤務する保育士に対する処遇改善事業補助金を平成30年度予算案に計上しております。保育士に月額1万5,000円を交付し、処遇の改善を行うことで、市内保育施設の職員確保を財政面から支援してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今、保育士処遇改善として月額1万5,000円という処遇改善ということで、これはちょっと医療的ケア児の手厚い保育環境体制のために保育士処遇改善について伺うんですけども、これは保育士全員が対象となりますか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の予算に盛り込ませていただいた処遇改善は、月額1万5,000円、先ほど市長が御答弁したとおりでございますが、民間保育園に勤務する常勤の保育士並びに認定こども園に勤務いたします常勤の保育教諭が対象となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 常勤ということで今答弁がありました。クラス編制をする中で、保育園においては常勤も非常勤もクラス担任を持ちます。それで、ほとんど仕事の負担も同じであるんですけども、ここで常勤だけ1万5,000円、非常勤がつかないという今年度なんですけれども、今後この処遇改善につきましては、非常勤もやはりモチベーションを持って働かなければいけないと思います。非常勤から常勤へ移るといような考え方をされている方もいらっしゃると思うんですけども、なかなかそこに至らない現状もあります。

そこで、今後非常勤の方にも、保育士、一緒にモチベーションを上げるためにも、1万5,000円処遇改善をお願いしたいと思います。お考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在の状況の中におきましては、まずは常勤職員の離職を防ぐこと、これをまず第一に考えてございます。また、さらには新たな常勤職員が牛久市の保育園の施設において勤務していただけることということもまず第一に考えてございますので、現在のところは常勤職員の処遇改善ということでの考えということで、御理解賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） これから始まったということで、私はさらにまた、非常勤も一緒に処遇改善の対象にしていきたいと強く要望してまいりたいと思います。

今、困っている医療ケアが必要な子供とその保護者にとって、本当に必要な支援が届くように、当事者からのヒアリングなどを行うべきではないかと私は考えますが、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 当事者からのヒアリングの実施の御質問でございますが、保

育課におきましては、まず保育園の利用申し込みをしていただいた児童につきましての情報しか現段階で持ち合わせておりません。医療的ケアが必要なというようなお子様に対する情報は、今の段階ではないということでございます。

ただし、社会福祉課の障害担当並びに健康づくり推進課のほうにおきましては、医療的ケアの必要なお子様についての情報の把握をしてございますので、こちらとの連携を密にしながら、医療的ケアが必要なお子様に対する、例えば保育園の要望があるのか、あるいは別な障害サービスのニーズがあるのか等、当事者の皆様方と御相談をさせていただきながら対応を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 私は、保育園でのかかわり合いは、成長過程において障害児、健常児双方にも重要であると思います。また、家族の負担軽減にもつながると思います。医療的ケア児に対する支援体制にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、ひとり親家庭アンケート集計結果についてお伺いいたします。

ことしの児童扶養手当の現況届の提出の際、アンケート調査を実施されました。対象にとりましては、日ごろ育児と家事と仕事と多忙な中、相談したいことはあるけれども現実時間がなかなかとれない。この年1回の現況届の期間は相談できるチャンスでもあります。

そして、アンケートの内容を見ますと、ライフラインのこと、食料のこと、医療のことなど、日ごろの生活に密着したアンケートに盛り込まれており、対象の保護者の方から、アンケートで自分の悩みが言えるきっかけをつくってくださったのはよかったとの声が届いております。

今、何を悩んでいるか、何を支援してほしいのか、このアンケート調査は非常に大切であります。実際に、現況届の期間、私も窓口を見ておりますと、担当者が当事者に寄り添いながら話を聞いている姿を見て、相談しやすい雰囲気づくりをされているとうかがうことができました。

そこでまず、集計結果についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ひとり親家庭アンケート集計結果についてお答えいたします。

市では、ひとり親の生活の実態と支援ニーズを把握するために、平成26年度より8月の児童扶養手当現況届の提出にあわせて、毎年アンケート調査を実施しております。

アンケートの項目は、内閣府のホームページに掲載されている子供の貧困に関する実態調査の調査項目を参考にしております。

今年度の調査は、706世帯のうち回収は529世帯、約75%の回収率で7項目について

回答していただきました。

まず、「教育に係る経費で負担が大きいと感じるもの」については、塾などの学校外の教育費が37%と最も多く、次に修学旅行費、学用品費、授業料の順となっております。

次に、「お子さんの放課後の過ごし方」については、友達と過ごすのが最も多く、次に祖父母やきょうだいと過ごす、児童クラブや部活動の順となっております。一方で、約20%はひとりで過ごし、5%はアルバイトをしていることもわかりました。

「電気、ガス、水道がとめられたことがあるか」という質問については、約9%があると回答しております。

「過去1年の間、経済的な理由で食料や衣料品を買えなかった経験があるか」という質問については、食料が買えなかったが24%、衣料品が買えなかったは35%となっております。

「育児、子育てに関する情報の入手方法について」は、友人や職場の同僚が最も多く67%、ホームページなどのインターネットが43%、自分の親が35%となっております。また、広報紙や保育園、幼稚園の先生との回答も次いで多くなっておりました。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この集計結果から見えてくる課題は何か、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 集計結果から見えてきた課題についてお答えいたします。

厚生労働省が実施した平成28年国民生活基礎調査によると、貧困線は平成24年、平成27年とも122万円と同額ではありますが、子供の貧困率は2.4%減少し13.9%となっております。現在は7人に1人が貧困と言われておりますが、深刻な状況に変わりはありません。

本市においても、先ほどの答弁のとおり、ライフラインがとまったり、食料や衣料品が買えない経験がある方々が一定数いることがわかりました。

食料支援については、セーフティネットとして、フードバンクの仕組みが既に定着しており、今年度は1月末現在で48件の利用があります。

しかし、衣料品については、買えないのではなく、友人からお下がりをもらうのでそもそも買わないという方や、別の項目ではありますが、教育に係る経費の負担感の中に制服、部活動などの回答もあることから、潜在的にはさらに多くの方が衣料品に困っていることがうかがえます。

このため、今後は衣料品についても支援していく仕組みづくりが必要と考えております。現在のところ、行政が行っている衣料品の支援としましては、家庭児童相談室の家庭相談員や保健センターの保健師が家庭訪問をする中で、必要に応じて寄附でいただいた紙おむつや衣料品

を個別に届けたり、毎年11月に実施しているしあわせ見本市にて、広く一般市民向けに、おさがり市を実施したりしております。

また、子ども食堂を実施している市民団体においても、制服や体操服のお下がりをお回収し、子ども食堂の開催日に合わせてさりげなく提供しております。

今後、どのように衣料品の支援を広げていくかについては、3月末に実施する子どもの貧困ワーキング会議にて、各課に情報を提供し、よりよい支援策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 集計結果を伺うと、教育費の負担感が多いという回答が多かったようであり、ひとり親家庭の方々と話すと、必ず話題になるのは塾代であります。本市では、カッパ塾がありますので、カッパ塾を利用されている方もいます。中学3年生になってきますと、周りの子供たち、友達が塾に行き始め、そこから自分たちも塾に行きたいと親に相談しますが、なかなか経済的に塾に通うというところまで至らないケースが多いようであり、

今後、ことしもきのうきょうと県立高校の受験ではありますが、今後中学校3年生など受験生には支援策が必要だと考えますが、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 塾代の支援策についてお答えいたします。

今回のアンケートでは、ひとり親世帯の入塾割合までは把握していないため、まずは来年度のアンケートで入塾割合や塾を利用したいという潜在的なニーズがどれくらいあるかも把握していきたいと考えております。

また、市内の全校で実施されている放課後カッパ塾や、現在学校や地域で行われている学力のサポート体制についても、ワーキング会議の中で現状を把握し、よりよい支援につながるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、来年のアンケートの項目に入れてくださるとのことですので、ニーズ調査をよろしく願いいたします。

また、結果の中に、食料が買えなかった経験がある家庭は、全体の24.4%は経験されていると出ております。買えなかった理由はさまざまあると思いますが、夏休み明けの子供の体の変化では、体重が減り細くなっており、子供たちはようやく御飯が食べられると喜んで夏休み明けに登校してきます。給食を栄養源として生活をしている子供は牛久市にもいます。

さまざまひとり親への支援を取り組んでいる牛久市ではありますが、今後、食の支援という形も考えていかななくてはならないと思います。



東京都文京区では、全国初として、去年10月より、みずから助けを求めにくい世帯や支援の届きにくい世帯にサポートをする子ども宅食プロジェクト事業が開始されましたが、この事業は御存じか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 子ども宅食についてお答えいたします。

今、議員のほうからありましたように、昨年開始された文京区の子ども宅食プロジェクトの目的は、食料を直接手渡すことで、子供や保護者とつながりを持つとすることでございます。LINEを通じて誰にも知られずに登録でき、食料の提供を受けるだけでなく、継続的な連絡支援の可能性も期待できるとされております。

また、プロジェクトの共同事業体の一員である文京区が、ふるさと納税に返礼品のない寄附金として、子ども宅食プロジェクトを寄附金の活用事業の選択肢に盛り込み、返礼品競争に一石を投じた点についても注目されております。

文京区は複数の共同事業体や協力企業とともに、子ども宅食という形で子供の貧困対策の先駆的モデルを確立しているということで理解しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 私は、子ども宅食プロジェクト事業に、東京都文京区に現地視察に行っていました。

文京区の取り組みは、行政と民間で共同支援をしております。配送は民間配送会社が配送するため、気軽に荷物を受け取ることができ、そのドライバーは家庭の状況を聞いたり、生活相談を受けながら、ドライバーがNPO団体に報告をし、支援につなげています。

この文京区の利用者の声として、行政と話をしている光景を近所の方の目にどう映るか心配されていたそうです。それで、配達員という形なので、安心して気軽に相談できますという声が上がっているそうです。

先ほども御説明があったように、運営資金はふるさと納税の寄附型で活用され、社会貢献という形で募られておるそうです。実績として、1カ月程度で目標の2,000万円を突破し、現在で3,700万円を超える状況と伺いました。文京区でも驚いている収益金ということで、どのようにこのふるさと納税を活用していくか、さらなる充実を図っていこうということで担当課の方がおっしゃっていました。

このように子供の貧困対策として、子ども宅食プロジェクト事業の導入の考えはあるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 文京区の子ども宅食プロジェクトは、議員の御質問のとおり

りさまざまな点で先駆的であり、全国的にも注目されている取り組みであることは承知しております。

しかしながら、昨年10月にスタートしたばかりの事業でもあるため、事業の効果や問題点などについての検証はこれからということになります。市といたしましては、今後、子ども宅食プロジェクトについて調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） さまざまなアンケートの集計結果を伺いながら、今回教育と福祉の連携の取り組みが始まったわけですから、このアンケートを共有しながら市独自の支援策を考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。自殺予防対策についてであります。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまでは個人の問題としてきた自殺が、社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率は、主要先進7カ国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

そうした中、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に自殺対策基本法が改正されました。

毎年9月10日はWHO世界保健機構が定めた世界自殺予防デー、日本では9月10日から1週間を自殺予防デーにちなんで自殺予防週間としています。また、毎年3月の1カ月を自殺対策強化月間としています。日本ではなぜ3月を強化月間と定めているかといいますと、この季節は、大人だけではなく、子供の自殺率も高まっております。新年度を迎えるに当たり、環境の変化に耐えられず、新しい環境を拒絶する子供も多いようです。新しい環境への不安に関して、子供は大人よりも過敏です。また、この季節は仕事の量的負担よりも精神的ストレスがたまる時期でもあります。

そこでまず、牛久市の現状として、過去3年間の人数、年齢区分をお示しください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市における自殺の現状等についてお答えいたします。

平成26年が13人、平成27年が11人、平成28年が13人となっております。

また、年齢層につきましては、平成26年は29歳以下が2人、30歳から59歳までが5

人、60歳以上が6人、平成27年は29歳以下が2人、30歳から59歳までが6人、60歳以上が3人、平成28年は29歳以下が1人、30歳から59歳までが8人、60歳以上が4人となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程を見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、誰にも起こり得る危機です。保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援が重要となってきます。

そこでお伺いいたします。市として、予防対策の取り組み内容をお示しください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 自殺予防の取り組みにつきましては、平成29年度におきましては、心の健康の保持、増進を目的に、アルコール、ギャンブル、薬物、ネットなど身近な依存症問題につきまして、こころの健康づくり講演会を開催してございます。

また、牛久市におきましては、こころの健康相談、フェミニスト相談、精神保健福祉士による相談、生活困窮者に対する相談など、あらゆる相談を通じて自殺の予防に努めているところでございます。

今後におきましては、ゲートキーパー養成講座を開催し、市民に対する普及啓発を図りながら、今ある各種相談の場を活用するとともに、関係機関相互の連携を深め、自殺予防のための取り組みを進めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、自殺対策計画策定の進捗状況についてお伺いいたします。

この計画の目的は、地域住民の命を守ることであります。幾ら計画どおりに対策が進められても、地域における自殺の状況の変化に対応できず、結果として地域住民の命を守れないのであれば意味がありません。地域の生きる支援に関する事業や、活動の総動員するための試みでもある地域自殺対策の計画づくりは、それを丁寧に行うプロセスを通して、地域における自殺対策の基盤を強化し、仮に状況が変化しても、それに柔軟に対応できるだけの地域の力を育てることになるはずであります。そこで、計画策定の状況をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 自殺対策計画の策定及び進捗状況につきましては、自殺対策基本法及び国の大綱を受け、市民へのアンケートや本年1月にパブリックコメントを実施し、障害者自立支援協議会での御意見を伺いながら、いのち対策計画として既に計画案を策定してございます。

計画の内容につきましては、計画期間は国の削減目標が平成38年度までに30%削減とあることから、平成30年度から平成38年度までの計画期間としており、基本理念につきましては、全ての市民の命を大切にできるまちづくりとしてございます。

また、目標値につきましては、平成27年度を基準年として、平成38年度までに11人から8人以下と30%削減の目標値として設定してございます。

今後、いのち対策計画については、議員の皆様を初め関係機関等に配付してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 計画を策定されているということで、誰もが自殺に追い込まれることのない生き心地のよい牛久市を目指していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で1番、藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

続行します。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党、尾野政子でございます。

皆様、大変お疲れかと思いますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

通告順に従いまして、4つのテーマについて一般質問を行います。

まず、第1点目、災害時に備えてであります。

①事業継続計画、BCPの進捗状況について伺います。

事業継続計画、BCPは、災害によって行政施設が被災した場合に優先して実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応、手順をあらかじめ定める計画のことをいいます。このテーマにつきましては、平成28年6月定例会でも取り上げさせていただきました。当時の一般紙に掲載された茨城県内32市の災害時において、本庁舎が全半壊した場合の事業継続計画をいまだ策定していない24市の中に牛久の名前が連なっていたことから、市民の方より牛久市のBCP策定に対する考えを聞いてほしいとのお声をいただきました。

そのときの市の御答弁では、「BCPは災害時の行政機能を維持するため、非常に重要な計画であると認識しております。今後におきましては、BCP策定に向け庁内でプロジェクトチ

ームを結成いたしまして進めてまいりたいと考えております」とのことでした。

総務省消防庁の発表によりますと、災害時の代替庁舎や電源の確保などを盛り込んだBCPを策定している市区町村は、昨年の6月1日時点で全体の64.2%に当たる1,117団体でした。また、消防庁は研修会などを通じて作成を支援しており、本年度内に80.8%に達する見込みとしており、未作成の自治体には早期の対応を求めていることでもあります。

熊本地震では市役所などの庁舎が損壊し、防災拠点として機能しないケースが相次ぎました。本庁舎を使えなくなった5市町のうち、3市町は業務継続計画BCPを策定しておりませんでした。BCPを事前に計画していた大津町は、計画に基づき、別にバックアップしておいたデータを利用して、住民票の発行などをすぐに再開できたとのことでもあります。熊本地震の教訓を踏まえ、BCP策定の重要性を痛感いたします。

そこで、お伺いいたします。当市におけるBCPの策定の進捗状況はどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 災害時における事業継続計画、BCP策定の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

内閣府が発行した市町村のための事業継続計画作成ガイドによりますと、BCPには市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、業務に必要な電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理といった6つの要素を計画として盛り込むこととなっております。

市では、この6要素のうち、既に牛久市地域防災計画に盛り込んであるもの以外で、非常時優先業務の整理につきましては、市役所の全ての業務が関係するものであることから、今後全庁的に取り組んでいかなければならないことであると認識しております。

その前段といたしまして、今年度、職員の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災計画に基づいた市の防災・減災体制をより有効かつ実践的なものとするため、全ての課においてDIG訓練を実施しました。

DIG訓練とは、ある災害を想定し、そのときどのように行動するのかを皆でディスカッションすることにより、災害時対応の共通認識を醸成していくものです。

訓練を実施した結果、地域防災計画における各セッションまたは職員一人一人の役割を再確認することができ、さらに抽出された課題をもとに牛久市避難所運営マニュアルを策定するなど一定の成果を得ることができたところです。

BCPに盛り込むべき災害時の優先業務の特定、業務体制や手順の確立、業務継続に必要な

資源の確保等をD I G訓練でのディスカッションを通して洗い出し、職員個々が共通認識を持つことにより、早期のBCP策定につなげたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいまの御答弁の中で、BCPの計画を机上の空論で終わらせないよう職員お一人お一人が災害時に何をなすべきか認識してもらうためのD I G訓練を実施していくことを伺い、実践的な対応に安心感を持ちました。

そこで、再質問を1点お願いします。当市のBCPはいつまでに策定する予定か伺います。災害はいつやってくるかわからず、できるだけ早目に策定されますようお願いしたいところがございますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

平成30年度、ゴールデンウィーク明けから各課のD I G訓練を実施したいと現在計画しております。その訓練の結果を集計しまして、出てきた課題を分析しながらBCPの作成に当たりたいと思っております。ちょっと期限までは断定はできないんですけども、早期の策定を目指します。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、大きな2点目、おくのキャンパス児童生徒数の拡大についてであります。

1月に開催された奥野小学校校区のタウンミーティングの中で、おくのキャンパスの小規模特認校制度を利用する児童生徒数が47名になるとの説明がありました。これまでの執行部のさまざまな取り組みが着実に積み上げられた成果と推察いたします。奥野地域の地元の一員として、私も大変喜ばしく思います。

おくのキャンパスのホームページには、おくのキャンパスは保育園から小学校、中学校までの一貫した教育を推進することで、教育の質を図り、小規模でも魅力的な学校にして存続を図るとあります。共感するところがございますが、そのためには今後においても着実な取り組みが必要かと思われま。

そこでお伺いいたします。①として、小規模特認校制度を利用している児童生徒数の現状についてであります。まず初めに、児童生徒数増の推移について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 人口減少に伴う児童生徒数減少への対策として、奥野小及び牛久二中のおくのキャンパスを小規模特認校として市内全域からの通学を認め、来年度の入学希望者で3年目となるところです。この制度を使って、通学区域外から2校へ入学した児童生徒は、

いずれも累計で平成28年度末が13名、平成29年度末見込みが36名、平成30年度開始段階での見込みは50名と順調にふえ続けております。

平成30年度からは、目標としておりました奥野小学校での新1年生が2クラスとなることが決定しており、この流れを牛久二中の生徒数増加につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 来月からは、通学区域外から累計50名の児童生徒が通学見込みであること、そして奥野小の新1年生の2クラスが実現すること、本当に喜ばしく、勢いを感じている次第でございます。

次に、区域外からの子供たちの学校生活の様子についてはいかがでしょうか。また、地元の子供たちの反応についても伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） おくのキャンパスは、小規模でも魅力的な学校づくりを進めていることで、奥野地区における学校存続を図ろうとするものです。

そのような中で、国際理解教育などの特色ある活動に魅力を感じて就学を希望する児童生徒がいる一方で、現在通学している学校での生活の中で悩みを抱えている子供たちが環境の変化を求めて就学する場合があります。こうした子供たちは、奥野の豊かな自然環境と温かい人間関係の中で、少しずつありますがよい方向に向かっています。例えば、おくのキャンパスの学校生活の中で、それまで余り目立たなかった子供たちなのですが、学校行事の際に代表に選ばれて全校児童生徒の前で発表するなど、主役になる機会を得ています。また、前の学校で人間関係が原因で不登校ぎみだった生徒も、同じ学級の子供たちの優しいかわりで登校できるようになっています。

支援の必要な子供たちの中には、周りの環境が変わったために落ちついた学校生活を送れるようになってきました。長い不登校から、少しずつ解消に向かっている子もいます。

これらは、奥野の子供たちが、奥野地区以外から通学する子供たちを温かく迎えているからこそ見られるものです。このような通学区域外からの児童生徒がふえることによって、奥野の子供たちも友達がふえたことを大変喜んでいます。また、よい意味での競争心が芽生える場面も多く見られるようになってきました。

このように、おくのキャンパスでは、小規模特認校制度を利用して、奥野地区以外から通学区する子供たちと、もともと奥野地区に暮らす子供たちが、仲よく学校生活を送ることができています。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 地域外からの子供たちが学校生活になじんでくれているのか、そしてまた地元の子供たちの反応はどうか心配をいたしておりましたが、ほのぼのとした学校生活の様子がただいまの御答弁から伝わり、安心をいたしました。

おくのキャンパスでは、さまざまな魅力ある取り組みが行われていると思いますが、改めてその内容について具体的に伺います。新しい取り組みもありましたらお示しいただきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） おくのキャンパスでは、魅力的な学校づくりを進めるため、さまざまな取り組みを実施しています。具体的には、持続可能な社会づくりのための教育、E S D教育といいますが、これを進める中で、奥野地区の少子高齢化の典型である空き家の増加や耕作放棄地、放置竹林の増加などの地域の課題に目を向けさせています。そして、N P Oと協働のもと、地域の古民家再生を通して過疎化対策のための事業の提案づくりなどを行っています。

また、国際理解教育として、小学校での放課後英語学習、中学校での少人数による英語学習、オーストラリアの学校との交流学習などを展開しています。

また、地域の人たちを巻き込んだ活動としては、豊かな体験活動を地域の人々がみずから講師となって行う日曜奥野かっぱ塾の開催、卒業生とともにつくる吹奏楽団おくのウインズベルの活動、地域の人と美しい景観をよみがえらせるためのヤマユリを植える山ゆり学園構想などを展開しています。

昨年秋には、10月6日から13日までの日程で、本市の姉妹都市であるオーストラリアオレンジ市のオレンジ・アングリカン・グラマー・スクールの子供たちが奥野地区でホームステイをし、おくのキャンパスの子供たちとの交流が行われました。小中学校でそれぞれ生活をともにすることにより、互いの会話もふえ、NHKのニュースでもそのときの笑顔いっぱい遊ぶ子供たちの様子が放映されました。

こうした成果として、「外国人と英語で交流することは好きですか」といったアンケートに、2年前と比べると、小学生は19%から86%に、中学生は29%から67%の子供が好きと答えるようになりました。また、オーストラリアオレンジ市のオレンジ・アングリカン・グラマー・スクールとの交流では、奥野生涯学習センターで地域を挙げてのさよならパーティーが行われ、地域ボランティアの人たちが手づくりの料理でおもてなしがなされたところです。

おくのキャンパスでは、市内で最初にコミュニティ・スクールがスタートしましたが、こうしたおくのキャンパスにおける地域とともにある学校づくりがコミュニティ・スクールにつながっており、各学校に広がりを見せています。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。



○3番（尾野政子君） ただいま、さまざまな取り組みについて御答弁をいただきました。特に、「外国人と英語で交流することは好きですか」の項目のアンケートに、小学生が86%、中学生が67%好きと答えていることは、これまでの取り組みの成果があらわれていると感じまして、本当に気持ちも弾んでまいります。

次の質問に移ります。

次に、②おくのキャンパスと通学区域外を結ぶスクールバスの拡充について伺います。

地元の地域では地区外からの子供たちを歓迎しております。その中からの声をいただいておりますが、奥野地区以外の保護者の方々から、おくのキャンパスと通学区域外を結ぶスクールバスの利便性が拡充されれば決断したい旨の声があるとのことでした。経費もかかることでもありますので一遍にふやすことは難しいかと思いますが、おくのキャンパスに通う児童生徒がふえていることも考え合わせますと、拡充の必要性もあるのではと思うところでございます。今後のスクールバスの拡充の計画について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市では、おくのキャンパスへ通学区域外から通う子供たちのために、平成29年度当初からスクールバスの運行を開始したところです。朝夕それぞれ1便を中央生涯学習センターと奥野小学校及び牛久第二中学校の間で走らせております。

バスの運行に当たりましては、乗車場所の点で拡充の要望があること、これも事実でございますが、一方で保護者のバス停までの送り迎えを考えた場合に、バス待ちの路上駐車を誘発しないよう駐車場の確保された中央生涯学習センターに現在限定しております。

来年度の運行を計画する中で、ひたち野地区方面からの通学者が少しずつふえてきているということからも、平成30年4月からはこれまでの中央生涯学習センター1カ所に加えまして、牛久運動公園にも停車できるよう調整を進めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 4月からは運動公園にも停車をするということで、今御答弁をいただきました。

下根方面からの保護者の方々からの声もありました。足の確保ができれば、おくのキャンパスの通学の決断をしたい旨のこともございましたので、そういう方たちの通学の促進に、このバス停の設置につながることを期待してまいりたいと思います。

そして、次に、バスの運行に当たっての課題がありましたらお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） キャンパスバスの運行に当たっての課題といたしましては、牛久二中の部活に対応した下校時の2便運行がございます。現在の運行形態といたしましては、

奥野小学校児童の下校時刻に合わせて、下校時1便の運行をしております。中学生におきましては、一部朝の利用はされるものの、下校時は保護者の送迎をお願いしている状況でございます。

特に、生徒数が少ない牛久第二中学校の生徒数増加に向けましては、英語教育や国際理解教育に魅力を感じ奥野小への入学を決めた児童とその保護者に、牛久二中へも引き続き通学してもらいたいと考えております。

そこで、負担軽減のための中学生の下校に対応したバスの運行が今後の課題となっております。現在は、おくのキャンパスへ通う子供たちの大部分が小学生でございますが、今後需要の高まりを見て検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今後の検討をよろしくお願いいたします。

それから、これからおくのキャンパスの通学を考えている児童生徒の保護者に対して、バスの運行をどのようにお知らせしていくのか、周知の方法についてもお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） おくのキャンパスへ子供を通わせる保護者の皆さんへは、学校を通じてバスの運行のお知らせをしております。

一方で、おくのキャンパスへの通学を検討していながら、通学手段に不安を感じて入学を見合わせている保護者の皆さんも少なからずおられると考えております。このような保護者に対しては、電話での問い合わせがあればこれまで丁寧の説明を行っていたものの、十分な広報が行われていなかったのが現状でございます。

今後は市ホームページ、その他の手段で現在の利用者以外へも積極的にお知らせしていくことで、おくのキャンパスへの通学者の増加につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） おくのキャンパスの発展のキーポイントの一つは、足の確保ということを私も考えております。したがって、今のこの周知についても大切かと思うところでございます。今後、またこの周知をしていただけるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

一つ一つの質問に大変丁寧に御答弁をいただきありがとうございます。今後のおくのキャンパスの大きいなる発展を期待するものであります。

次に、大きな3点目、民生委員の担い手確保についてであります。

少子高齢化の急速な進行や近所づき合いが希薄になるなど、地域社会が変化する中、住民の生活課題はより一層複雑多様化しております。そうした中、地域住民の相談に乗ったり、生活

上の課題を見つたりする民生委員の存在が大変重要になっております。

全国で約23万人が活動し、昨年は民生委員制度創設100周年の佳節を迎えました。しかしながら、民生委員の重要性が増す一方で、全国的にも民生委員の欠員数は年々ふえ、なり手不足が課題になっているようでございます。私のもとにも、地域の方より「民生委員になかなかなくてもいい。何か手だてはないものか」と本当に真剣に悩んでおられるその真摯な姿勢に何かしらお応えできればと、このたびのこのテーマを取り上げさせていただきました。

そこでお伺いたします。

①の民生委員児童委員の現状についてですが、まず牛久市の定数と配置基準について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員の配置基準につきましては、厚生労働省の通知では、人口10万人未満の市にあっては120人から280人とされ、この基準を参酌し、茨城県の民生委員の定数を定める条例により、牛久市の定数は123名とされております。

また、市内における民生委員児童委員の配置につきましては、行政区の世帯数や人口、これまでの配置状況を勘案しながら区長に推薦をお願いする人数を決定し、厚生労働大臣から委嘱を受けた後、配置しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、要援護者台帳世帯数と委員が担当する世帯及び活動日数等、委員の活動状況についてお伺いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員が受け持つ要援護者の平均世帯数につきましては、平成30年1月1日現在の要援護者台帳登録世帯数が4,498世帯であることから、1人当たり平均3.7世帯を受け持っていております。

また、民生委員児童委員の活動日数につきましては、平成28年度では1人当たり平均163日、相談支援件数につきましては25件、訪問・連絡調整回数は426回となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいまの数値をお伺いして、民生委員さんの活動状況、本当にこの数値から民生委員さんのふだんからの活動量が地域を支えてくださっていることがわかりました。

次に、民生委員は高齢者のみならず幅広い相談内容にかかわるかと思われませんが、そのための研修についてはどのように行われているのか、内容についてお伺いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員の研修につきましては、毎月実施する民生委員児童委員協議会定例会におきまして、テーマを設け、平成29年度は個人情報保護、成年後見制度、高齢者の防犯対策などについて研修を実施しているところでございます。

また、毎年1月に実施しております新春の集いでは、本年は地域福祉に精通している講師をお呼びし、「地域のつむぎ役になろう」をテーマに研修を実施したところであり、県南・南地区主任児童委員連絡会におきましても、構成市町の主任児童委員が会して研修を実施するなど、あらゆる機会を通じて識見を深めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 毎月の定例会等で研修が行われて、スキルアップしていることを理解できました。

次に、当市の民生委員の欠員数の推移と年齢層について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員の欠員状況につきましては、平成28年12月1日で14名、平成29年3月1日で6名、平成29年9月1日で4名、平成30年3月1日で2名が欠員となっております。

欠員解消のため、現在は推薦に当たりまして年齢制限を設けることなくお願いしているところでございます。

次に、民生委員児童委員の年齢層につきましては、平成30年3月1日現在で40代が3名、50代が15名、60代が63名、70代が40名となっております、平均年齢は66.4歳となっているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、②今後の対策について伺います。

民生委員の担い手確保の手だての一つとして、就労者の方による休日における活動参加の協力を推進することについての御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員の委嘱の要件といたしましては、公務員は職務専念義務により極力避けるようにとのことではございますが、一般の企業などで就労をしている方を委嘱するに当たっては、何ら制限はございません。

牛久市におきましては、平成30年3月1日現在で46名の方がお仕事をされている中、委嘱されており、毎月開催される民生委員児童委員協議会の定例会にも極力参加し、土日祝日を生かしながら民生委員児童委員の職務を行っていただいております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 既に就労者の方も民生委員として休日を活用し、動かれているということをおこのたびの一般質問で初めて知りました。

次に、厚労省の有識者検討会の報告書によりますと、なり手不足の原因として、地域住民に民生委員児童委員の存在や仕事内容が正しく知られていないことも一つの理由に挙げられています。必要以上の仕事を気軽に頼まれてしまうなどの実態もあるようです。

そこでお伺いいたします。広報活動の強化で、民生委員の役割についてのさらなる周知が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員に関する広報につきましては、市ホームページにおきまして、基本姿勢、役割、活動内容について周知してございます。

また、民生委員児童委員の改選後や新たに選任されたときは、担当する民生委員がわからないことから、担当地区の民生委員児童委員の顔写真及びお仕事の内容や守秘義務があることなどを行政区に御協力いただき回覧しているところでございます。

しかしながら、民生委員児童委員がわからないといった御意見もあることから、広報等の方法につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） また、厚労省の有識者検討会によりますと、なり手不足の原因としては、高齢者や生活困窮者など対象者増加に伴う業務量の増加や住民が抱える課題の複雑化、多様化に伴う業務の負担増などが挙げられております。

当市においても、民生委員さんの負担を少しでも軽減しようと、民生委員にアンケート調査を実施されたと伺っておりますが、アンケートの実施内容と今後の取り組みの状況についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 民生委員児童委員にお願いしている業務につきましては、業務内容の精査を行い、負担軽減を図るため、庁内及び社会福祉協議会の業務の内容について調査し、民生委員児童委員に対しては、「やりがいを感じているのか」「何に負担を感じているのか」「大変なことや困っていること」など15項目のアンケート調査を実施いたしました。

その結果、仕事のやりがいに関しては、8割の委員がやりがいを感じておりますが、一方で7割の委員が活動に負担を感じている結果となりました。

この結果を受け、ひとり暮らし高齢者調査、合同金婚式該当者把握調査、在宅援護者見舞金配布調査につきまして、調査時期が異なっていたものを同時期に行えるよう調査時期の精査を

行うとともに、歳末助け合い見舞金の配付につきましては、平成30年度から民生委員児童委員の直接配付から口座振替による対応と改善を図ったところでございます。

また、民生委員児童委員が配付しておりました合同金婚式を欠席された方の記念品につきましては、社会福祉協議会の職員が配付を行うなど、少しでも民生委員児童委員のなり手不足の解消につながるよう業務の改善を図ったところでございます。

今後におきましても、民生委員児童委員の業務の負担軽減が図れるよう検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今の部分を一番お聞きしたかったところでございます。

アンケートの結果、8割がやりがいを感じつつも、7割が活動に負担を感じていることに対する対策として、幾つもの調査内容の時期を同時期に行うようにしたことや、それから歳末助け合い見舞金の配付については口座振替にしたこと、そして金婚式の欠席者への記念品は社協の職員が配付をすることになったこと。この具体的な改善は民生委員の負担軽減に確実につながるものと考えます。そして、ひいては民生委員のなり手不足の解消にもつながることを期待いたしまして、このテーマの質問を終わりたいと思います。細かな質問に対する御答弁、ありがとうございました。

最後に、ゾーン30の推進についてであります。

このテーマにつきましては、平成25年と27年にも取り上げさせていただいております。

ゾーン30は、2006年9月に埼玉県川口市の生活道路で車が保育園児らの列に突っ込み、21人が死傷した事故をきっかけに導入されました。歩行者の安全を守るため、通学路などの生活道路で区域を定めて車の最高速度を時速30キロメートルに制限するゾーン30の整備を警察庁は11年から国土交通省と連携して開始し、その後普及が進み、昨年の3月末時点で全国で3,105カ所に上っております。

警察庁は、その導入効果を検証するため、16年3月までに整備された2,490カ所で、整備前後の1年間の事故発生状況などを調査いたしました。その結果、事故件数は5,414件から23.5%減となる4,144件に減少しました。このうち自動車対歩行者、自動車対自転車の事故は2,587件から2,107件となり18.6%減ったそうです。通行速度を抑制したことで、重大事故も減り、死亡や重傷事故は373件から273件となり、26.8%減少しているとのことでした。

このように、全国的にゾーン30の導入の効果が発揮されていることから、警察庁では引き続き全国でゾーン30の新たな整備を推進する方針であります。

茨城県内のゾーン30整備箇所は、28年度現在で、インターネットで調べたんですけど

も62となっております。近隣では、守谷市6カ所、つくばみらい市5カ所、土浦市7カ所などとなっております。

そこでお伺いいたします。①として、当市のゾーン30の導入地域と今後の予定、そして安全対策の内容、費用の負担について御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） ゾーン30の導入地域についてお答えいたします。

牛久市内で導入されているのは、ひたち野東4丁目の住宅街にある2つの区域と小坂団地全域の計3カ所となり、今後の導入予定に関しまして牛久警察署に確認したところ、現時点では市内に導入予定の区域はないとのことでございます。

なお、現在、市内の行政区等からゾーン30に関する要望等は出されておられません。

次に、ゾーン30規制区域内の安全対策の内容についてですが、ひたち野東4丁目に関しましては、交差点中心部への自発光式の交差点鏡の設置、小坂団地に関しましては、車道の中央線の抹消、それと路側帯の拡幅を市で実施しており、警察では交通規制標識の設置やゾーン30の路面標示を行っております。

最後に、費用の負担に関してですが、ゾーン30の路面標示や交通規制標識の設置など、交通規制に直接関係するものについては警察が負担しております。また、センターラインや既存の路面標示の抹消、外側線の引き直しなど、道路管理者の管理権限に含まれる部分につきましては牛久市が負担しております。

参考として、小坂団地に関しましては、道路の中央線や既存表示の消除、外側線の引き直し等の事業費として473万400円を支出しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 小坂団地も12月にゾーン30の安全対策が終了いたしました。本当に、ゾーン30の安全対策が多数施されて、安全安心の確保にこれからつながっていただきたいというふうに思うところです。

次に、②について伺います。

ゾーン30が全国的に効果を発揮し、交通事故が23.5%も減少したとの記事に触れ、私は目を見張りました。登校中の子供の列に自動車が突っ込み、多数の犠牲者が出る痛ましい事故のニュースに接するたびに、何か手だてはないものかとやり切れない思いを抱いている人は多数おられると思います。生活道路は地域住民の安全地帯でなければならないと考えるところです。その点から考えますと、ゾーン30の安全対策の推進はとても重要かと思えます。当市においても、ゾーン30の導入に適切な地域が漏れていないか、サーチライトで照らし出した思いです。

しかしながら一方で、ゾーン30の導入に当たっては、地域住民の参加が重要になってまいります。地域での合意形成を大切にしながら、ゾーン30を柱とした安全対策が少しでも進展するよう期待するところです。

そこで、②ゾーン30への市のかかわりについてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ゾーン30の牛久市のかかわりについてお答えいたします。

小坂団地のゾーン30指定に関しましては、行政区からの要望を受け、牛久警察署と協議を行い、指定に至った経緯がございます。

ゾーン30に関しましては、牛久警察署に確認いたしましたところ、茨城県内では現時点でも合計65カ所の整備が行われており、今後引き続き整備促進を図っていくとのことございました。

牛久市においても、導入を検討する行政区への情報提供や牛久警察署との連絡調整、道路管理者としての各種対策の実施により、市民の安心安全の確保に努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 御答弁ありがとうございます。

ゾーン30は、申請すればどの地域でも対象になるわけではなく、要件を満たしているところに限りますが、当市の通り抜けの激しい地域などに、1カ所でも2カ所でも安全対策を施すことができるゾーン30が推進されるようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（板倉 香君） 以上で3番、尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

午後4時12分休憩

---

午後4時26分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします

次に、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

本日最後になりましたが、あらかじめ延長というふうに言われてちょっとどきっとしました



が、私の質問は2つであります。一問一答で質問しますので、よろしくお願いいたします。

第1の質問は、原子力災害時における広域避難に関する協定についてであります。

東日本大震災と福島第一原発事故からあと4日で7年がたとうとしています。震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、安倍政権による棄民政策によって、現在も絶望的な避難生活を送る避難者や安倍政権による事実上の強制的帰還政策によって高レベル放射線被曝を強いられている被災者、被害者の方々に思いをはせるものであります。

昨年も申しましたが、7年たった現在も福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は解除されていません。つまり、現在もメルトダウンした核燃料の臨界反応が続いている危険性も含め、放射性物質の放出がとまらず、いまだに緊急事態が続いているということでもあります。

そして、この緊急事態を理由に、本来許容される放射線被曝の線量は年間1ミリシーベルト未満となっているのでありますが、その20倍の20ミリシーベルトまで許容させられているという異常事態が続いているのであります。

チェルノブイリ事故では、日本と比べ経済的にもかなり貧しいウクライナにおいても、年間被曝線量は5ミリシーベルト以上は強制移住ゾーン、1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満は移住権利ゾーンと定め、住民の生命と健康を放射線被曝から守るために政府が責任を持っているところです。これはロシアとベラルーシでも同様であります。

それらの国々と比較してはるかに経済的に豊かと豪語するこの日本で、しかも事故後5年ではなく7年もたった今も住民に20ミリシーベルトの放射線被曝を強制し、住んではいけないところに住むことを強制しているのであります。強制は帰還しない住民に対して補助金を打ち切るなどの大変卑劣な経済的強制手段が使われております。

福島では、仮置き場3年、中間貯蔵施設へ30年、それから最終処分場へ移すと政府は言いましたが、既に仮置き場に山積みのまま、3年のはずが、はや7年たとうとしています。国の除染事業も、人件費は国の予算書では1人当たり4万6,300円となっていますが、作業員本人に渡るのは1万5,000円程度です。2次請け、3次請け、4次請け、その間に約3万円が抜かれ、その大半はゼネコンがピンはねしていると言われています。

そのような中、本年1月29日付で原子力災害時における広域避難に関する協定がいわき市と茨城県35市町村の間で、その35市町村の中に牛久市も含まれて、本年1月29日に締結されたとのことです。広域避難計画の対象区域は、おおむね原発から30キロメートル圏内、いわゆるUPZ、緊急時防護措置を準備する区域の13市町村住民で、割り当て案によれば、いわき市の平地区の住民10万4,100人のうち、牛久市に1万4,000人が避難することになっています。こちらの場合は、福島第一原発と福島第二原発の事故を想定していると言

われています。

さらに、原子力災害時における広域避難に関する協定が、ひたちなか市と牛久市の間で本年3月29日に締結される予定とのことであります。こちらの場合は、東海第二原発の事故を想定し、避難する対象区域は同じく原発から30キロメートル圏内の自治体住民で、割り当て案によれば、ひたちなか市の住民15万7,000人のうち、牛久市に1万5,244人が避難することになっています。

これらの避難協定については、当初から避難する交通手段などが伴っておらず、実効性のないものとして指摘されています。また、UPZ30キロメートル圏内だけでは全く不十分であることなどから、むしろ東海第二原発の延長再稼働を進めるための前提づくりではないか、このような指摘もありますが、今回はひたちなか市との協定の協議の経緯を質問します。いつ、誰の呼びかけで協議が始まったのか、これまで協議はどこで何度行われたのか、協議には双方の誰が参加しているのか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問の協定につきましては、平成27年3月に策定された茨城県広域避難計画に基づくもので、東海第二原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の14市町村、約100万人の避難計画のうち、ひたちなか市からの避難者を本市を含めて14市町村で受け入れするための協定となっております。

協定締結の協議については、ひたちなか市及び県原子力安全対策課からの要請により、平成27年6月から平成29年12月までに4回、土浦市役所や土浦合同庁舎、牛久市役所において実施しております。ひたちなか市からは生活安全課長以下3名が、牛久市からは交通防災課長、危機管理監など4名が参加しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、この協定案の素案はどこが作成したものであるのか、またこの協定案は必要に応じて協定する当事者が変更することができるものなのかどうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ひたちなか市が協定締結を予定している本市を含めた14町村の協定案は、ひたちなか市が全て作成しております。

協定の内容につきましては、14市町村で同様のものとなっており、牛久市独自で内容を変更することは非常に難しいと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 14市がその協定に関係しているから牛久市との協定の内容は変えられないということは、協定の本旨からいって、それに拘束されるということは本当に必要なかどうか。そのことについてはいかがですか。

○議長(板倉 香君) 市民部長高谷 寿君。

○市民部長(高谷 寿君) 再度の質問にお答えさせていただきます。

この協定につきましては、ひたちなか市を含めて14市町村でそれぞれに協議をして、素案を、たたき台をもとに協定の内容をつくり上げてきたという経緯がございますので、牛久市もそこに意見を出して、最終案ができたということでございます。以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) そのことは今、少し置かせていただきますけれども、私はその協定案の中身で幾つかの点については少し考えたほうがいいのではないかとこのところがあるというふうに思いますので、少しそのことについてお話をさせていただきます。

協定の1、経緯の中で、原子力災害について、東海第二原子力発電所において原子力災害が発生または発生するおそれがある場合にと限定しているわけですが、東海村の場合、原子力災害が発生または発生するおそれのあるということは、東海第二原発だけではないわけです。周知のとおり、東海村には原発のほかにもっと危険な再処理施設を初め、核燃料製造工場など多数の原子力関連施設があります。このことは他の原発と違う東海村の大きな特徴であります。福島原発ですとか、川内原発ですとか、そういうところはそういう関連施設が周囲にない。これは東海村の大きな特徴なんです。ですから、東海村の原子力安全協定の中には、主要な4事業所を初め全ての関連施設がその原子力安全協定の内容に含まれているわけであります。

ちなみに、原子力損害の賠償に関する法律では、原子炉等の運転という表現を用い、その中には原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済み燃料の貯蔵、核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものの廃棄などを掲げています。なぜ、東海第二原発だけに、特に東海村においてそういった関連施設があるにもかかわらず、それに限定をしているのかお聞きいたします。

○議長(板倉 香君) 市民部長高谷 寿君。

○市民部長(高谷 寿君) 現在、茨城県内に設置されている原子力発電施設は、東海原子力発電所及び東海第二原子力発電所の2カ所があります。平成24年10月に公布、施行されました原子力災害対策指針により、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として、実用発電用原子炉については、予防的防護措置を準備すべき地域であるPAZ5キロメートル圏内、また緊急時防護措置を準備すべき地域であるUPZ30キロメートル圏内の区域が指定され、国の防災基本計画原子力災害対策編において、当該地域を含む地方公共団体はUPZ外へ

の広域避難計画を策定することとされております。

茨城県の原子力発電施設は、東海原子力発電所、東海第二原子力発電所がありますが、東海原子力発電所につきましては、平成10年3月31日に運転を停止し、廃炉措置となりました。これにより、原子力災害の対象となる実用発電用原子炉といたしましては、東海第二原子力発電所1カ所に限定されております。

なお、ひたちなか市との広域避難に関する協定締結に先立って、本年1月29日、牛久市を初め県内35市町村が福島県いわき市と同様の広域避難協定を締結しております。いわき市の協定は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、原子力災害が発生または発生するおそれがあるときに避難市民を受け入れるものです。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 少し質問と答弁がすれ違っている感じがします。私が質問したのは、東海原発と東海第二原発の経緯の話ではなくて、原発以外にも東海村には関連施設がいっぱいあるということについて申し上げているわけです。

世界的に、原子力事故、原子力災害は、関連施設で頻繁に起こっています。原発事故では、1952年にカナダのNRX炉で発生したのが初めて。そして、関連施設で起こった最初の事故は、1957年9月29日のウラル核惨事と言われるところで、兵器用のプルトニウムを生産するための再処理施設で起こった事故です。

日本でも、まさにその東海村で1999年、JCO核燃料加工施設における臨界事故、ウラン溶液が臨海状態に達して核分裂連鎖反応が発生し、この状態が約20時間持続した。これによって、至近距離で多量の中性子線を浴びた作業員3名中、2名が死亡し、1名が重症となった事件であります。実に667名の被曝者を出しました。

特に、東海村の再処理施設には、猛毒のプルトニウム溶液と高放射性廃液が大量に存在し、それを冷やし続けられない限りは液体が沸騰し、水素も日常的に生成されていますので、福島第一原発で起きたような水素爆発が起きてしまいます。実際に、同施設では、1997年3月11日にアスファルト固化施設で火災爆発事故が発生しました。再処理施設、特にその貯蔵施設での事故は、原発事故以上の被害をもたらすとも言われています。

ノルウェー気象研究所による放射性物質拡散予測からの単純計算では、東海再処理施設の高放射性廃液のわずか10%、1割ですね。それが拡散しただけで、日本の本州の半分、東海村から半径320キロメートル圏内、北は盛岡、南は名古屋までが住めなくなるとも言われています。風向きなどでは実際には変わると考えられますが、極めて危険な施設であることは間違いありません。そのような施設の事故を想定せずに、あるいは協定文の中に込められずに行われる避難協定というもの、これは違和感を感じざるを得ません。

せめて、東海第二原発というだけではなく、先ほど申しあげました「等」などの1文字を加えるぐらいの協定の変更ということは、当牛久市側から提案してもいいのではないかというふうに思いますが、執行部の考え方を聞きます。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えします。

牛久市からの提案はということですが、まず実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域というものがありまして、原子力事業所において放射性物質が放出されたとしても、災害対策を実施すべき対象の区域の範囲というのがありまして、最小で50メートル、最大でも8キロメートルということになっております。原子力災害対策指針に基づきますと、この事故に関しましては広域避難の対象とならないということになっております。この場合、避難措置がとられたとしても、同一市町村内の屋内避難ということになります。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 国の原子力災害に対する考え方、それの大変甘いところ、それが出ていないかというふうに思いますけれども、私が考えるのは、国の定めた諸施策について、全部を否定するかしらないかということではなくて、不十分なところについては自治体側から積極的に意見を述べていくという姿勢が自治体行政としても大切なことではないかというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 国県といろいろな意見等がありまして、最終的にこういう結論になって、協定という運びになりました。ひたちなか市を含めて協議をした上での結論となりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 内容の問題点について言うともう一つ、避難する自治体はUPZ、すなわち原発から30キロメートル圏内だけに限定しているわけですが、福島第一原発事故においても、40キロメートルを優に超えている川俣町などは避難指示区域となっています。つまり、この30キロメートル圏内というもの自体が実際には極めて不十分であるということを示しているわけです。

現実の原子力災害の場合、当然のこととして避難指示を受けなくても多数の住民が、市職員を含め、自主的に避難する状況が想定されます。また、東海第二原発等から約65キロメートルの位置にある牛久市自身が避難指示を受ける場合も想定されます。それらの場合、ひたちなか市の住民を受け入れるということ自身ができなくなる事態も想定されるわけですが、協定を結んだ場合、協定の不履行による賠償責任というものは発生するかどうか。この点について

伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

災害対策基本法第86条の8の規定により、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められ、協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとなっております。

なお、広域避難に関する協定書の第2条において、甲、これは牛久市のことですが、  
「甲は自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き」との記述により、被災住民の避難を受け入れないことも想定している協定となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市は原子力災害が発生した場合、住民の生命と健康を守る自治体の責任として、市独自の判断で避難することを住民に指示する必要も生まれるのではないかと、このように考えますが、牛久市はそのような事態を想定しているのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市が避難する事態を想定しているのかとの御質問ですが、東海第二原子力発電所において、原子力災害が発生した場合、牛久市までの距離は水平距離約70キロメートルとされています。

予防的防護措置を準備すべき地域であるPAZ5キロメートル圏内、また緊急時防護措置を準備すべき地域であるUPZ、30キロメートル圏内の区域は、IAEA国際原子力機関の国際基準と同様の範囲で設定されており、牛久市はその区域外であります。

また、牛久市はひたちなか市からの避難先として指定されていることから、現在のところ屋内退避での対応を想定しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 想定をしていないということ自身の御答弁で、大変、ある意味想定はされていましたが、不十分な状況であるというふうに思います。これは今後の問題として考えていきたいというふうに思います。

福島第一原発事故の問題に移らせていただきますけれども、放射能汚染と風評被害によって牛久市に多大な被害を与えました。そこで、牛久市は東海第二原発の再稼働に関し、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、美浦村、利根町とともに6市町村で、牛久市を会長に稲敷地区6市町村放射能対策協議会を結成し、当時の県知事に対して、原子力安全協定における重大な問題については、30キロメートル圏外の市町村についても情報提供と意見表明の機会を設けることを主張しました。このことは大変大事なことだったというふうに思いますけれども、これは牛久市民

の生命と財産を守る立場の牛久市にとって大変重要な主張であり、当然の主張でもあります。この30キロメートル圏外の市町村についても、情報提供と意見表明の機会を設けることについては、その後どのような動きをしているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、稲敷地区6市町村放射能対策協議会は、平成26年7月4日、茨城県知事に原子力災害対策についての要請書を提出いたしました。茨城県の原子力安全対策の対象地域が東海第二原発から30キロメートル圏内としていることに対し、県内全域の安全対策として取り組むことを要請いたしました。

御質問のありました30キロメートル圏外の市町村についても、情報提供と意見表明の機会を設けることについても、この要請書の中の要請事項の一つになっております。当時の知事からは、情報提供については実施できるように検討するとのことでございました。また、意見表明については30キロメートル圏の外の範囲をどの程度にするのか一定の基準がなければ難しく、県の立場としては国の指針に従って進めることになるということでございました。

本協議会の要請書提出以降、知事が全国知事会の代表として、ブルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域の範囲や必要な放射線防護措置など、早急に示すよう求める提言書を国に提出いたしました。また、茨城県市長会は30キロメートル圏にとらわれない原子力災害対策を求める要望書を国・県に提出するなど、本協議会の要請行動が各方面に非常に大きな影響を及ぼしたものと考えております。

一定の効果があつたものと認識し、本要請書の要請事項については、県に対し万全な対策を講じていただくことを望むとともに、国県及び原発周辺自治体の各首長会議などの動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今、市長がおっしゃられました30キロメートル圏外の市町村においても、情報提供と意見表明の機会を設けよということに関して、さまざま要求をしていきたいということがあるわけですが、私は先ほど申し上げたこともこれに十分関連することではないかというふうに思いますので、ぜひ今後検討をしていっていただきたい。ここでの答弁までは求めませんが、検討をしていくべきではないかというふうに表明しておきたいと思いません。

次に、東電に対する損害賠償は6市町で共同で進めるとのことです。東電は被災者に対する損害賠償、補償に誠意を示さず、安倍政権は凍土壁やスーパー堤防など無駄な公共事業に走り、大手でゼネコンに税金をつぎ込んでいます。東電に対する損害賠償請求は厳しい態度で臨まねばなりません。

昨年9月議会で損害賠償の進捗状況を質問しましたが、通算6度目となる損害賠償請求をことし、昨年のことですが、10月に行う予定で準備を進めていますとのことですが、その後の進捗状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会は、平成24年度から平成29年度まで、6回にわたり、東京電力に対する損害賠償請求を行っております。

今年度は、平成29年10月17日に損害賠償請求を行っておりまして、構成市町村全体の請求金額は1,997万2,042円、牛久市の請求金額は999万2,658円となっております。

これまでの累計では、構成市町村全体の請求金額は5億5,216万7,732円に上り、一方で支払いを受けた額はわずか3,337万4,794円で6%にすぎず、5億1,879万2,938円がいまだに支払われていない状況となっております。

このうち牛久市の請求金額は1億4,532万8,755円、支払いを受けた額は1,351万5,153円で9.3%、1億3,181万3,602円の未払い金が生じており、うち94%に当たる1億2,336万1,926円を人件費が占めております。

東京電力は、人件費に対する賠償は行わないと一貫して主張していますが、福島第一原発の事故から7年を迎えようとしている現在においても事故が収束したとは言えず、放射線量率測定や給食食材測定などのモニタリング調査を行わなければならない状況は続いており、放射能対策を継続する限り、人件費の負担は消えることはありません。

本協議会といたしましては、放射能対策に係る経費負担が続く以上、原因者である東京電力に対して損害賠償請求を継続してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 請求を続けるということの中で、損害賠償請求権の消滅時効となる2021年までに、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターへ和解の申し入れをすべく方向性を協議していきますとのことでありましたが、この面でのその後の進捗状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 再度の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、これまで東京電力に対して行ってきた損害賠償請求金額の大半を人件費が占めております。東京電力は人件費に対する賠償を行わないと主張しているため、未払い額を受け取ることは極めて困難な状況にあります。



杉森議員御指摘のとおり、平成33年には初回の請求から10年が経過し、特例法の期間が経過するものですから、損害賠償請求権の消滅時効を迎えることになるため、時効対策を講じなければなりません。

時効対策としては、訴訟を起こす方法と、先ほど杉森議員のほうでおっしゃっていた原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRへの和解申し立てと、2通りの方法がございますが、以前の御質問にもお答えしましたとおり、市の顧問弁護士からは、費用がかからない、申し立てから半年程度で和解案が示されるなど迅速な解決が得られるとの理由で、ADRの利用を勧められております。

協議会といたしましては、東京電力に対する損害賠償請求の席上で、ADRの申し立てを行い和解の道を探るという方向性を確認しております。しかしながら、6市町村それぞれの個別事情もあることから、6市町村全体でADRに申し立てを行うのか、各市町村で個別対応とするのか、方向性を協議した上で、本市としての時効対策を講じていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） ADRセンターというのは、和解協議機関という性格を持っていて、強制力がありません。仮に和解案が出されても、どちらか一方が拒否した場合はそれでおしまいというふうな性格のものであります。その場合、ADRセンターだけで裁判に訴えない場合、消滅時効になるおそれがないのかどうか。このことだけ、最後にこの問題で伺っておきます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） お尋ねの時効のお話なんですけど、まず先ほどの10年時効が延びたというお話、民法で定められた3年から10年に時効が延びたという話がありまして、こちらのほうの法律が平成25年12月11日にできています。それから、ADRの原賠ADR時効中断特例法という法律が平成25年6月にできておまして、今のお話からしますと、ADRに申し立てをしておいて、その途中でお話が、時効が来てしまった場合という状態を救うための法律が中断特例法でございます。

中断特例法によりますと、ADRにかかっている間に時効が来てしまったものに対しては、ADRを申し立てた時期に戻って訴訟を起こすことができるという法律になっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 第2の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、介護保険制度についてです。

2018年は介護保険制度の見直しの年に当たります。2017年5月26日に介護保険法

改正案は参議院で可決成立しました。本年1月17日には、社会保障審議会介護給付費分科会で第7期、2018年から20年度の介護報酬改定の審議報告がなされました。

その中で、特に生活援助の改定などに問題ありとして、本年2月13日に国会で介護報酬…、失礼しました。これは国会の参議院会館、議員会館ですね。ここで、国会集会「介護報酬改定 ケアプランは誰のもの」という集会が開催されました。その内容は、牛久市と牛久市民にとって大変切実な問題であると考えられますので、そこで採択された要望書等に関連して質問をいたします。

介護保険制度は、2000年の成立以来、3年に一度の改正で負担は重くなり、介護はそのたびに軽くなり続け、介護現場はそのたびに振り回されてきたと言われます。2014年に成立、公布された改正介護保険法を含む医療介護総合推進法で、予防給付のうち訪問介護、通所介護の2つのサービスが、介護保険による給付サービスから市区町村による総合事業に移行しました。

このうち、訪問介護は生活援助と身体介護が一体的に提供されるものでありますが、今回政府は訪問介護を身体介護に重点化しようとしており、生活援助の質と量の低下が問題となっています。

そこで、今回の一般質問では、主に生活援助の問題について取り上げます。

最初に、ホームヘルパー訪問介護員のことでありますが、このホームヘルパーの生活援助の水準を維持してくださいという要望に関して、つまり質の低下への懸念について伺います。

要介護の認定者の在宅生活を支える生活援助について、生活援助ヘルパーを新設し、任用要件を大幅に緩和することが示されました。介護が必要になる主な原因は、認知症がトップになりましたが、体力面はもちろんのこと、記憶や判断がおぼつかなくなった認定者の在宅生活を支えるには、ごみを捨てるという行為一つにしても、利用者に盗まれた、持っていかれたと思われるはいけない熟練した技術が求められます。

これまで、ホームヘルパーには初任者研修の修了者が従事し、在宅介護を支えてきましたが、新研修、新しい研修は研修の時間と内容を大幅に縮め、同時に介護報酬を引き下げることが想定されています。それらは生活援助の水準を下げることにつながりかねませんとの懸念が出されています。研修の時間は現行の130時間を50時間程度に減らすことを想定しているとも言われています。

もっとも要支援の方々への生活援助は、総合事業として、川崎市では研修が約半日になっており、八王子市では10時間という形になっているところではありますが、これは症状の重さの違いということも理由になっているということも述べられています。

しかし、どちらにしても総合事業生活援助に研修など不要とでも言っているような感じがい

たします。

現在の研修時間は余分なのか、ホームヘルパーの質は保てるのか、そのような不安が述べられています。牛久市の考え方、どのように対応しようとしているのか、時間数も含めお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護保険法の改正により、平成30年度より介護報酬の改定を初め、さまざまな制度改正が実施される中で、訪問介護サービス、ホームヘルプサービスにおきましても幾つかの見直しを実施されます。訪問介護事業所におけるさらなる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間の研修受講時間が、生活援助に特化した新しい研修は約半分の59時間とされました。

このように、生活援助中心型の担い手の拡大により、多様な人材の参入を促す改正の影響としては、ある市内訪問介護事業所によりますと、生活援助中心型の利用者を多く抱えているため、新しい研修修了者を採用できれば、現在のホームヘルパーを身体介護中心の利用者へ派遣できるので、経営の安定につながるかもしれないという期待の声がございました。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 他方で、厚労省の介護報酬の算定構造によれば、同じ訪問介護でも身体介護と生活援助で大きな差が設けられています。身体介護は20分から30分未満で、248単位と言われております。これに対して生活援助は、20分から45分未満で181単位と、労働時間は延びているのに報酬は大きく下回る、このような設定になっています。

2月20日の厚労大臣の発言でも、全国の250市町村が要支援者への訪問介護や通所介護から撤退する事業者がいると答えていると報じていますが、このうち約50の市町村では、他の事業者へうまく引き継がないとサービスが途絶えてしまうおそれのあるケースも生じているといます。

介護報酬の引き下げはどのような影響が懸念されるのか、また牛久市としてはどのように対応しようとしているのか、単価も含めて説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今回の介護報酬改定によりまして、訪問介護サービスの報酬は、身体介護中心型の報酬につきましては3単位から11単位までの幅で増額された一方で、生活援助中心型の報酬は2単位減額され、身体介護に重点を置く報酬改定となっております。

市内訪問介護事業所におきましては、利用者の8割以上が身体介護中心のサービスを利用し

ている事業所や5割以上が生活援助中心型のサービスを利用している事業者など、各サービスの割合は事業所ごとによりましてさまざまであります。

報酬改定が今後どのように事業者に影響を与えていくかを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 先ほど、研修の簡略化の問題で、人材確保のためにそれが必要だというふうなことが言われているわけですが、現行の研修でも383万人に上の研修修了者がいる、つまり有資格者がいるわけですが、実際にホームヘルパーとして働いている人はそのうち42万人であるという統計数字があります。つまり、有資格者が足りないのではなく、有資格者の1割程度しか働いていないということが問題なのではないかという指摘なのです。

また、シルバー新報の川名佐貴子さんは、訪問介護は既に絶滅危惧として、訪問介護はホームヘルパーの高齢化が著しい、平均が70代に近い事業所もあり、登録型という不安定な働き方で、突然キャンセルがあれば収入がゼロになる場合も多く、収入は大変不安定である。扶養の範囲で働きたい人も多く、処遇改善交付金を上積みするという点についても、逆に労働調整のためサービス提供時間が減る現象もあるといえます。

牛久市の場合、研修修了者の数とホームヘルパーとして実際に働いている人の数をお示してください。また、ホームヘルパーとして働いている方の15年前、10年前、5年前、現在の人数の推移をお示してください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

現在、市内の訪問介護事業所は11カ所ございます。そのうち訪問介護員として約130名が従事している状況であります。昨年から全体で約10名程度が減っている状況でございます。ホームヘルパーの研修修了者と実際に働いているホームヘルパーの数の比較については、現在のところ把握できておりませんので、今後調査してまいりたいと考えております。

なお、経年の変化につきましては把握してございません。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 要望書は、ホームヘルパーの任用条件を緩和する前に、なぜ就業者が少ないのかを検証して、登録ヘルパーがほとんどというパートタイム労働の課題を整理する作業に取り組み、安定的な人材確保を図ってほしいとの要望を出しています。つまり、ホームヘルパーが少ないのは任用条件ではなく、労働条件の問題であるとしていますが、この点に関し市の見解と対策をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

介護職が全体的に不足している状況の中で、ホームヘルパーの就業者が少ないと考えられる理由といたしましては、身体介護等を行う際に求められる専門的なケア技術のほか、調理や洗濯、掃除等の家事援助は主婦的な技術が求められるため、経験が豊富でないと対応が困難であることや、個人宅への1人での訪問サービスであることから、精神的なストレスも大きく、長期間就業が続かない等の要因があると思われまます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、1日複数回の生活援助の利用を制限しないでくださいという要望に関して質問します。

今回の改定では、ケアマネジメント、居宅介護支援の運営基準の見直しで、一定以上、1日複数回がもう一定以上になってしまいますが、この生活援助を利用する場合、ケアマネジャーは事前に市区町村に届け出を行い、市区町村は地域ケア会議、地域支援事業などで検証することが答申されました。分科会の資料では、ケアプランの事前チェックが必要になるのは約2万4,000人、全体の4.8%としていますが、牛久市の場合、事前チェックが必要になるのは何人、何%と想定しているか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

生活援助中心型の訪問回数の多いケアプランにつきましては、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、事前に市町村に届け出ることになりました。こちらは、回数の基準を国が本年4月に定め、6カ月の周知期間を設けて10月から施行されることとなります。

現時点では、この事前チェックが必要となる人数、割合については把握はできておりませんが、現状のホームヘルパーの利用者は約300人いらっしゃいますので、その5%と想定しますと15人程度ではないかと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 一定以上の回数の基準には、全国平均利用回数が使われる予定であるそうですが、在宅サービスの利用回数は認定者の支払い能力に大きく左右されると言われております。つまり、必要に基づく利用回数ではないのであります。厚生労働省の調査では、1日複数回の利用をしている認定者は、独居認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上が圧倒的に多く、調査を受けた市区町村の95%は適切なサービス利用であると回答しています。

牛久市では、複数回利用者は適切なサービスの利用と考えているのかどうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 訪問介護をケアプランに位置づける際の疑義につきましては、日ごろから担当ケアマネジャーからの相談により適宜指導を実施しているため、適切な利用回数であると認識しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 介護保険では、介護認定を受けた人にサービスを選ぶ権利があります。また、ケアプランはケアマネジャーが一方的につくるのではなく、認定者がケアマネジャーの支援を受けながらつくるものです。要望書は、在宅介護を必要とする人たちが安心して介護のある暮らしを続けるために、認定者のサービスを選ぶ権利を損なうだけでなく、保険者である市区町村やケアマネジャーへの不信に満ちた運営基準の見直し案を撤回してくださいと要求しています。ケアマネジャーが認定者の要望を酌み、サービス担当者会議のメンバーが合意したケアプランであるにもかかわらず、なぜ生活援助に限り利用回数を届け出なければならないかということに対し、また削減された場合、サービスを選ぶ権利に対する侵害として提訴されることなども考えられますが、その場合の責任についての見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

利用者が訪問介護の訪問回数を削減され、不利益になった場合の責任の所在ということでございますが、サービスを利用する際は、ケアマネジャーが利用者やその家族の状況を勘案し、同意を得た上で介護計画、ケアプランを作成します。その際、訪問回数の多いケアプランにつきましては、10月から市へ介護計画を事前に届け出ることになります。市は保険者として介護計画が適切なものであるかを点検し、地域ケア会議等の開催により、届け出された介護計画を検証し、必要に応じてケアマネジャーに対し、利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促してまいります。

先ほども答弁いたしました、このあたりのまだ基準としても国から具体的に示されておられません。また、市の責任というものについて、今後市がどのようにかわっていくかというのも、国から具体的に今後示されると思われまますので、単に削減するというのではなく、サービス利用者の自立支援、認知症の状況等を勘案しながら、適切なケアプランになるように今後も進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 2014年の医療介護総合確保推進法は、医療の介入という言葉にも代表されるように、介護の本来なすべきことに対し、自立支援の看板で医療の手法を過度に導入し、回復を強制し、市町村に自立支援の目標を設定させ、地域別、年齢別、要介護度別の結

果を公表させ、全国データと比較し、その成果により交付金に格差をつけ支給する、いわゆるインセンティブの手法を取り入れ、保険者市町村への締めつけを行う法律でした。今回のこの改正で、それがさらに強まったとも言われています。

それから3年間、それからというのは先ほど言いました2014年からということですが、介護度はどのように変化したのでしょうか。そして、税制インセンティブによる交付金への影響は、どのようなものであったのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

平成26年度以降の介護度の変化についてでございますが、各年9月末時点の認定者数としたしましては、平成26年は2,412人、平成27年は2,521人、平成28年は2,614人、平成29年は2,743人という状況でございます。

要介護度別の認定者数につきましては、平成29年9月末で要支援1・2の方が650人で平成26年と比較しますと85人の増、要介護1・2の方が1,132人で平成26年比較で113人の増、要介護3から5が961人で平成26年比較で133人の増と、特に要介護3から5の増加が多くなっております。

次に、税制インセンティブによる交付金についてでございますが、平成30年度の制度改正によりまして、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する新たな交付金が創設されました。この交付金は保険者機能の強化に向けて、市町村及び都道府県のさまざまな取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で、平成30年度から評価が開始され、評価の結果交付金が交付されるものとなりますので、現時点では交付金の交付の有無についてはわかりませんが、第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をしっかりと遂行していくことが、結果的に評価につながると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 福祉ジャーナリストの浅川澄一氏は、「介護の基本は、暮らしやすさを支援することである。一時的に回復が訪れても、死への歩みは避けられない。自然の摂理である。無理やり自然の摂理に逆らえば、摩擦が生じる。耐えられない苦痛、苦役を伴いかねない」と指摘しています。このことを最後に紹介し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で6番、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後5時31分延会